

(6) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（令和3年3月12日改定）

第1章 総則

第1節 趣旨・目的

この首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。

本アクションプランにおいて、首都直下地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。

第2節 用語の定義

- 1 受援都道府県とは、具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の4都県をいう。
- 2 被害確認後応援都道府県とは、受援都道府県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている首都直下地震緊急対策区域を含む都道府県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）の6県をいう。
- 3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く37道府県をいう。
- 4 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の第6章第1節1に規定する航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- 5 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

第3節 緊急消防援助隊の出動指示

本アクションプランに基づく緊急消防援助隊（受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は除く。）の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示とする。

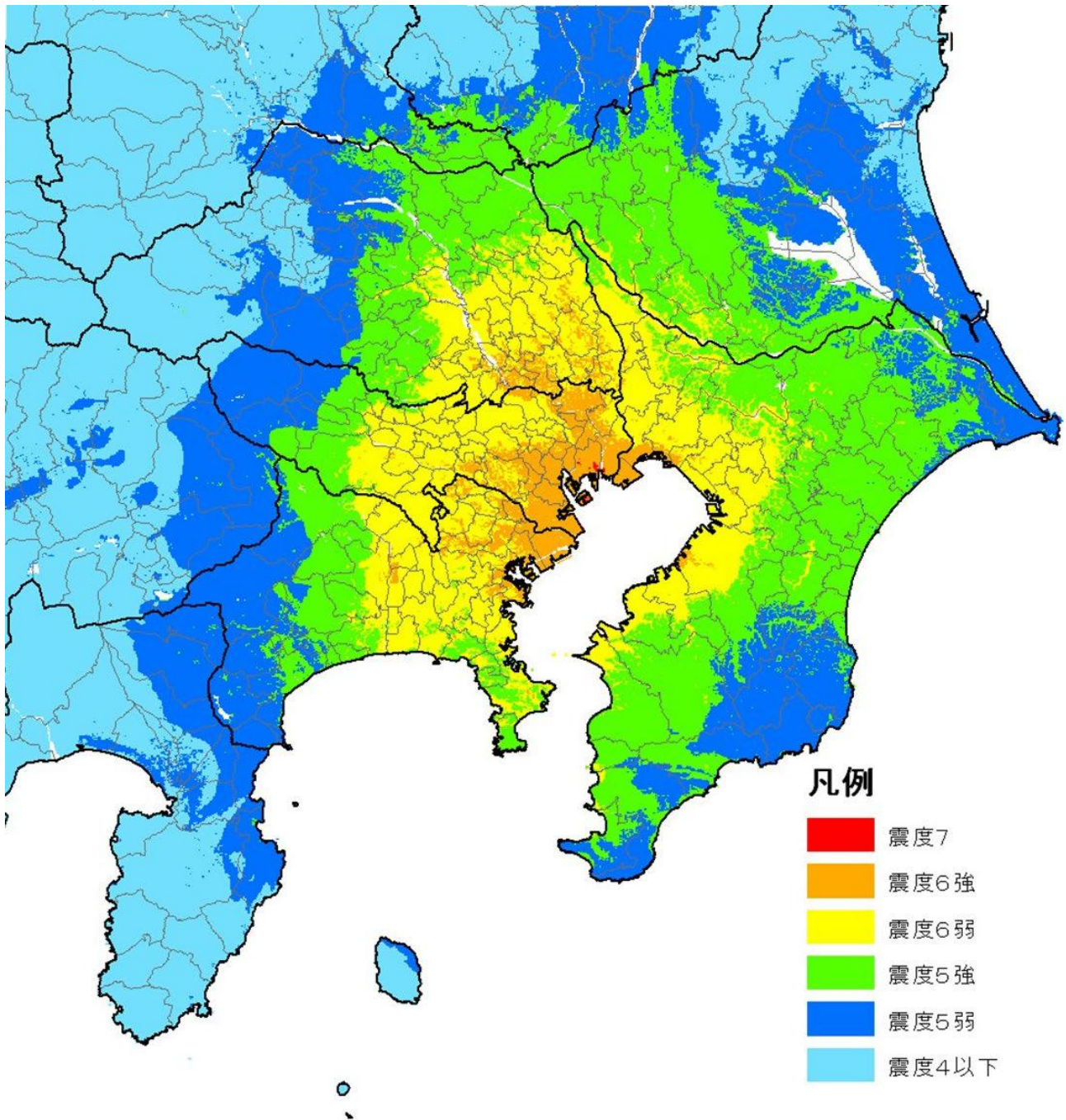
第2章 想定・適用基準

第1節 想定する地震・被害

本アクションプランにおいて想定する地震及び当該地震による被害は、次のとおりとする。

- 1 想定する地震（首都直下地震）
 - (1) 想定ケース：中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」（以下「中央防災会議被害想定」という。）において防災・減災の対象とする地震とされたM7クラスの首都直下地震（19地震）のうち、被災量が最も大きく中央防災会議被害想定がその対象とした都心南部直下地震
 - (2) モーメントマグニチュード：7.3

【図1 震度分布（都心南部直下地震）】



※「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）（平成 25 年 12 月 中央防災会議 首都直下地震対策検討WG）別添資料 1 より

想定する被害 中央防災会議防災対策推進検討会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」による首都直下地震の被害想定の概要（全 6 パターン）のうち、死者数及び全壊・焼失棟数が最大となるケース【時間帯：冬夕、風速：8 m/s】を想定。

【表1 都心南部直下地震における都道府県別全壊・焼失棟数及び死者数】

(冬夕、風速8m/s)
(棟)

(全壊・焼失棟数)

	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
茨城県	約 60	約 1,200	-	約 30	約 1,300
栃木県	-	約 80	-	約 10	約 80
群馬県	-	約 80	-	約 10	約 90
埼玉県	約 21,000	約 4,900	約 20	約 71,000	約 97,000
千葉県	約 11,000	約 5,600	約 80	約 25,000	約 42,000
東京都	約 105,000	約 7,000	約 300	約 221,000	約 333,000
うち都区部	約 97,000	約 6,800	約 200	約 195,000	約 299,000
神奈川県	約 37,000	約 2,800	約 700	約 95,000	約 136,000
山梨県	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-
合計	約 175,000	約 22,000	約 1,100	約 412,000	約 610,000

- : わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(死者数)

(人)

	建物倒壊等		急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)				
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-
埼玉県	約 700	約 90	-	約 1,600 ～約 3,000	約 20	約 2,400 ～約 3,800
千葉県	約 400	約 50	-	約 500 ～約 1,000	約 20	約 900 ～約 1,400
東京都	約 4,000	約 400	約 20	約 4,500 ～約 8,400	約 300	約 8,900 ～約 13,000
うち都区部	約 3,700	約 300	約 10	約 4,000 ～約 7,400	約 300	約 8,000 ～約 11,000
神奈川県	約 1,300	約 100	約 40	約 2,100 ～約 4,000	約 100	約 3,600 ～約 5,400
山梨県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-
合計	約 6,400	約 600	約 60	約 8,900 ～約 16,000	約 500	約 16,000 ～約 23,000

- : わずか

※ 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第2節 適用基準

- 1 本アクションプランは、東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用する。
- 2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。

第3章 緊急消防援助隊の運用方針

第1節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

1 隊の規模

統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊¹）。

2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置

統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 統括指揮支援隊は、原則として、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、航空小隊により輸送する。

なお、東京都にあつては、東京消防庁がその任を担当できない場合、京都市消防局を配置し、神奈川県にあつては、横浜市消防局がその任を担当できない場合、名古屋市消防局を配置する。

- (2) 指揮支援隊は、原則として、出動可能な全ての指揮支援隊を、表2に示す応援編成計画に基づき配置し、陸路で車両により移動する。ただし、到着までの時間等を考慮し、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は、原則として、航空小隊により輸送する。

【表2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の応援編成計画】

受援都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部	指揮支援隊の属する消防本部
東京都	東京消防庁 ^{*1} (京都市消防局 ^{*2})	東京消防庁 ^{*1} 札幌市消防局、新潟市消防局、京都市消防局 神戸市消防局、広島市消防局、福岡市消防局
埼玉県	大阪市消防局	さいたま市消防局 ^{*1} 大阪市消防局、堺市消防局、北九州市消防局
千葉県	仙台市消防局	千葉市消防局 ^{*1} 仙台市消防局、岡山市消防局、熊本市消防局
神奈川県	横浜市消防局 ^{*1} (名古屋市消防局 ^{*2})	横浜市消防局 ^{*1} 、川崎市消防局 ^{*1} 、相模原市消防局 ^{*1} 静岡市消防局 ^{*3} 、浜松市消防局 ^{*3} 、名古屋市消防局

※1 受援都道府県内の統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消防本部

※2 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊を担当する消防本部

※3 被害確認後受援都道府県に属する消防本部

¹ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出

した隊数

第2節 都道府県大隊

1 隊の規模

都道府県大隊（水上小隊を除く。以下同じ。）は、原則として、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね5,100隊²）。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の受援都道府県への配置は、原則として、表3に示す応援編成計画に基づき、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

3 隊の編成に関する留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に、先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表3 都道府県大隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援都道府県の大隊	被害確認後応援都道府県の大隊
東京都	北海道 ^{〔エネ〕} 、青森県、山形県、新潟県 ^{〔エネ〕} 、石川県 福井県、三重県 ^{〔エネ〕} 、滋賀県、京都府、兵庫県 ^{〔エネ〕} 奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、福岡県 ^{〔エネ〕} 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県 鹿児島県 ^{〔エネ〕} 、沖縄県	栃木県、山梨県 長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府 ^{〔エネ〕}	群馬県
千葉県 ^{〔エネ〕}	宮城県、岡山県 ^{〔エネ〕}	茨城県
神奈川県 ^{〔エネ〕}	岐阜県、愛知県 ^{〔エネ〕} 、島根県、山口県 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県 ^{〔エネ〕}

【エネ】：エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成可能な都道府県

第3節 水上小隊

1 隊の規模

水上小隊は、災害の状況等に応じて、原則として、受援都道府県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊³）。

- 2 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数
- 3 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

2 水上小隊の配置

水上小隊の受援都道府県への配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況、出動可能隊数報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、「沿海区域」を航行できる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等の手続を行うよう連絡する。

第4節 航空指揮支援隊

航空指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の管理が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊を選定する。
- (2) 航空指揮支援隊は、被害状況等を踏まえ、航空指揮支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊により輸送する。

第5節 航空小隊

1 隊の規模

航空小隊は、受援都道府県及び各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね40隊⁴）。

2 航空小隊の配置

航空小隊の受援都道府県への配置は、次に掲げる方針により、被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定する。

- (1) 航空小隊については、原則として、表4に示す応援編成計画に基づき配置する。
- (2) 指揮支援部隊輸送航空小隊は、原則として、指揮支援部隊と同所属の航空小隊又は指揮支援部隊が存する都道府県内の航空小隊とする。
なお、これにより難しい場合は、別の航空小隊を指定する。
- (3) 情報収集航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できる航空小隊を優先して指定する。
- (4) 消火航空小隊は、航空活動の状況を踏まえ、火災の発生状況に応じ指定する。
なお、消火航空小隊は、原則として、消火タンクを装着可能な航空小隊から指定する。
- (5) 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を表5に基づき1隊確保する。
なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留する運航可能な航空隊を交代する。

⁴ 受援都道府県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計から残留させる航空隊数を除き、稼働率を考慮し算出した隊数

3 出動及び任務指定に関する留意事項

(1) 指揮支援部隊輸送航空小隊

指揮支援部隊輸送後は、原則として、被災地において情報収集、救助、救急又は輸送の任務を行う。

(2) 救助・救急・輸送航空小隊

努めて、救助、救急及び輸送の全ての任務が遂行可能な体制で出動する。

【表4 航空小隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援航空小隊 ^{※1}		被害確認後 応援航空小隊 ^{※2}
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊		
東京都	京都市 ^{※3}	札幌市、山形県、新潟県、石川県 福井県、三重県、兵庫県、神戸市 奈良県、鳥取県、広島県、広島市 高知県、福岡市、長崎県、鹿児島県	山梨県 長野県
埼玉県	大阪市	岩手県、秋田県、富山県、和歌山県 島根県、北九州市	栃木県
千葉県	仙台市	宮城県、岡山県、岡山市、愛媛県 熊本県、大分県	茨城県
神奈川県	名古屋市 ^{※3}	青森県、岐阜県、愛知県、徳島県 香川県、佐賀県 ^{※4}	静岡県 静岡市 浜松市

※1 即時応援航空小隊とは、即時応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。

※2 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊をいう。

※3 受援都道府県内の統括指揮支援隊が属する消防本部がその任を担当できない場合に、統括指揮支援隊の輸送を担当する航空小隊

※4 令和3年運航開始予定

【表5 残留する航空隊の候補】

ブロック	都道府県・団体（丸数字は、優先順位を示す。）
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①福島県、②青森県
関東	①群馬県 [※] 、②栃木県
中部・近畿	①滋賀県、②岐阜県
中国・四国	①山口県、②香川県
九州	①宮崎県、②大分県

※ 令和3年運航開始予定

第6節 航空後方支援小隊

航空後方支援小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊を選定する。

- (2) 航空後方支援小隊は、被害状況等を踏まえ、航空後方支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空後方支援小隊は、原則として、陸路で車両により移動する。

第4章 発災から出動まで

第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を經由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 長官は、上記1の連絡及び依頼と同時に、第3章第1節、第2節及び第5節に示す運用方針に基づき、即時応援都道府県の都道府県大隊、統括指揮支援隊及び当該統括指揮支援隊を輸送する航空小隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を指示する。
- 3 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 4 長官は、即時応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。
 - (1) 指揮支援隊、航空指揮支援隊及び航空小隊
 - (2) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）
- 5 長官は、上記2及び4の指示を行うに当たり、被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は受援都道府県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。
- 6 上記2及び4の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊、航空小隊及び航空後方支援小隊（以下「航空部隊等」という。）を有する都道府県知事は、航空部隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記3の対応を行う。

【図2 即時応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼 統括指揮支援隊へ出動指示 都道府県大隊へ出動指示 </div>	出動準備	出動準備	出動準備
10分				
30分	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②航空後方支援小隊	出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
60分		出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。
 - (1) 指揮支援隊、航空指揮支援隊及び航空小隊
 - (2) 都道府県大隊
 - (3) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）
- 4 長官は、上記3の指示を行うに当たり、被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は受援都道府県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。
- 5 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空部隊等を有する都道府県知事は、航空部隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 6 上記5により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。

- 7 上記5及び6の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 8 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

【図3 被害確認後応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消防庁	指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼 </div> <p>出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①指揮支援隊・航空指揮支援隊 ・航空小隊 ②都道府県大隊 ③航空後方支援小隊</p>	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備
10分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
30分				出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
			出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
			出動可能隊数報告 (都道府県大隊)	
			出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)	

第3節 消防庁と受援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、受援都道府県及び受援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、指揮支援部隊の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保等の受援体制を整える。
 なお、受援都道府県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対して、その旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）する。
- 4 消防庁は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して、その旨を通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）する。
- 5 受援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第5章 進出ルート・目標等

第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等

1 ヘリコプター離着陸場

統括指揮支援隊が、航空小隊により消防応援活動調整本部等に進出する際に使用する離着陸場をいう（受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地は、別表1参照）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

2 進出拠点

都道府県大隊が、指定された受援都道府県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（受援都道府県の進出拠点候補地は、別表2-1、別表2-2参照）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県隊の進出ルートを勘案し、あらかじめ指定する。

3 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（受援都道府県の航空機用救助活動拠点候補地は、別表3参照）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

4 緊急輸送ルート

全国からの応援部隊等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークを「緊急輸送ルート」という（別添参照）。消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。

第2節 指揮支援部隊の進出

1 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、別表1に示す受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、受援都道府県（東京都については東京消防庁）に設置される消防応援活動調整本部へ進出する。

2 指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局、京都市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局及び熊本市消防局の指揮支援隊各1隊は航空小隊により進出する。

なお、消防本部等の指定がない場合は、受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

3 航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県の活動拠点ヘリベースへ進出する。

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出

都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により別表2-1、2-2に示す進出拠点に進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出

北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(1) 遠方の応援都道府県は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材の輸送が迅速な進出のために必要であると判断した場合は、当該フェリーによ

る隊員、車両及び資機材の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該都道府県内の消防本部に進出手段を連絡するとともに、消防庁に海路等を報告する。連絡を受けた都道府県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

- (2) 消防庁は、空路又は海路による都道府県大隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。
- (3) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表4に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材の輸送可否並びに被災地における移手段及び後方支援体制について調整し、これらが調整できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

第1節 被災地外における地域医療搬送に必要な拠点

1 航空搬送拠点

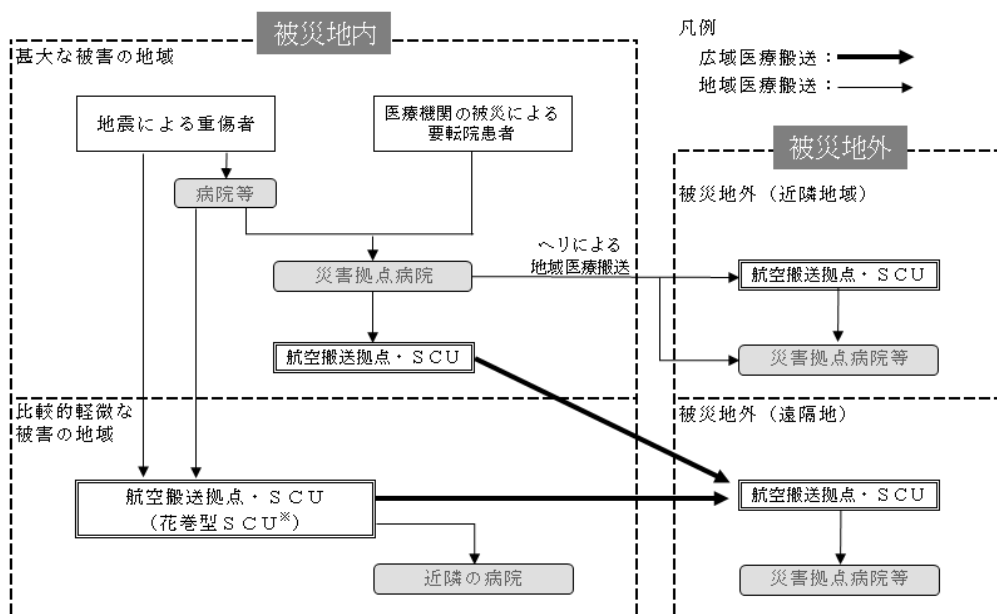
広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU (Staging Care Unit: 航空搬送拠点臨時医療施設) が設置可能なものをいう (別表5、6参照)。

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の搬送に伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。

なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

【図4 地域医療搬送、広域医療搬送の流れ (概念図)】



※ 東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的小さい地域であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

【別表1 受援都道府県のヘリコプター離着陸場候補地一覧】

都道府県	優先順位	名称	所在地	離着陸帯の広さ (長さm×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明の有無	給油の可否	調整本部までの距離 (km)
東京都	1	東京消防庁屋上HP	東京都千代田区大手町一丁目3番5号	16m×16m	4,500kg	北緯35度41分20秒 東経139度45分41秒	有		-
	2	東京ヘリポート	東京都江東区新木場四丁目	90m×30m		北緯35度38分10秒 東経139度50分22秒	有	可	13.9
	3	立川飛行場	東京都立川市泉町1156番地1	900m×45m		北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒	有	可	40.2
埼玉県	1	浦和秋ヶ瀬	埼玉県さいたま市桜区 大字道場字柳原東2050	20m×25m		北緯35度50分23秒 東経139度36分50秒	有		3.9
	2	東日本高速道路(株) 関東支社 道路管制センター	埼玉県さいたま市岩槻区	21m×21m	6,800kg	北緯35度56分18.0秒 東経139度41分17.2秒	有		11.3
	3	越谷防災基地	埼玉県越谷市北後谷4	24m×20m		北緯35度53分00秒 東経139度45分26秒	有		12.4
千葉県	1	千葉県庁屋上HP	千葉県千葉市中央区市場町1-1	17m×17.5m	4,000kg	北緯35度36分18秒 東経140度07分24秒	有		-
	2	千葉県警屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-9-1	24m×24m	12,400kg	北緯35度36分11秒 東経140度07分24秒	有		0.35
	3	千葉県消防局屋上HP	千葉県千葉市中央区長洲1-2-1	18m×15m	4,444kg	北緯35度36分14秒 東経140度07分15秒	有		0.40
神奈川県	1	みなとみらいヘリポート	横浜市西区みなとみらい1丁目	30.8m×25m	22,680kg	北緯35度27分47.8秒 東経139度38分14.7秒	有		2.4
	2	横浜ヘリポート	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目3番地	48m×36m	9,000kg	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒	有	可	21.0
	3	横浜市役所屋上HP	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地10	23.2m×19.2m	11,000kg	北緯35度27分02秒 東経139度38分03秒	有		0.7

※優先順位1～3の全ての離着陸場が被災等により使用できない場合は、受援都県において速やかに代替の離着陸場を選定するものとする。
なお、代替の離着陸場が確保できない場合は、隣接都県の離着陸場を使用することも考慮するものとする。

【別表2-1 応援都道府県別進出拠点候補地一覧】

都道府県	都道府県大隊の登録隊数※1							進出拠点候補地		応援先
	指揮 ※2	消火	救助	救急	後方 支援	その他 ※3	計	最終ルート	SA・PA等	
北海道	8	167	27	91	39	48	380	—	佐野SA、守谷SA、三芳PA	東京都
青森県	4	44	7	23	18	15	111	東北自動車道	佐野SA	東京都
岩手県	3	42	7	23	17	6	98	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
宮城県	4	52	10	24	18	16	124	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
秋田県	3	40	7	19	11	8	88	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
山形県	3	28	7	18	15	3	74	東北自動車道	佐野SA	東京都
福島県	5	52	8	36	19	11	131	東北自動車道	佐野SA	埼玉県
茨城県	3	61	14	49	30	22	179	東関東自動車道	酒々井PA	千葉県
栃木県	3	39	11	27	17	8	105	東北自動車道	蓮田SA	東京都
群馬県	4	40	8	23	16	5	96	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
新潟県	4	62	16	37	22	19	160	関越自動車道	高坂SA	東京都
富山県	3	30	7	20	14	11	85	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
石川県	3	29	5	15	16	12	80	関越自動車道	高坂SA	東京都
福井県	3	29	5	12	11	6	66	関越自動車道	高坂SA	東京都
山梨県	3	21	5	14	14	5	62	中央自動車道	石川PA	東京都
長野県	3	53	14	37	17	17	141	関越自動車道	三芳PA	東京都
岐阜県	4	55	14	38	16	7	134	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
静岡県	3	55	18	39	24	27	166	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛知県	4	111	25	73	40	40	293	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
三重県	3	41	7	29	13	12	105	東名高速道路	足柄SA	東京都
滋賀県	3	25	6	14	12	6	66	東名高速道路	足柄SA	東京都
京都府	4	46	10	21	13	16	110	東名高速道路	足柄SA	東京都
大阪府	6	133	22	58	29	42	290	関越自動車道	三芳PA	埼玉県
兵庫県	5	95	19	68	31	27	245	東名高速道路	足柄SA	東京都
奈良県	3	24	7	20	12	7	73	東名高速道路	足柄SA	東京都
和歌山県	3	29	9	18	12	5	76	東名高速道路	足柄SA	東京都
鳥取県	3	19	3	7	7	5	44	東名高速道路	足柄SA	東京都
島根県	2	23	6	21	8	5	65	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
岡山県	4	44	13	28	13	17	119	館山自動車道	市原SA	千葉県
広島県	3	61	12	39	22	20	157	東名高速道路	足柄SA	東京都
山口県	3	33	9	24	16	9	94	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
徳島県	3	19	9	17	8	10	66	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
香川県	3	21	6	12	7	8	57	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
愛媛県	3	30	10	22	13	11	89	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
高知県	3	21	8	17	8	4	61	東名高速道路	海老名SA	神奈川県
福岡県	7	53	15	40	28	29	172	東名高速道路	足柄SA	東京都
佐賀県	2	16	4	11	9	5	47	東名高速道路	足柄SA	東京都
長崎県	3	33	7	21	10	4	78	東名高速道路	足柄SA	東京都
熊本県	4	34	12	27	15	16	108	東名高速道路	足柄SA	東京都
大分県	2	27	8	15	11	6	69	東名高速道路	足柄SA	東京都
宮崎県	3	17	4	15	10	3	52	東名高速道路	足柄SA	東京都
鹿児島県	3	35	12	28	14	14	106	東名高速道路	足柄SA	東京都
沖縄県	3	21	6	21	9	3	63	東名高速道路	足柄SA	東京都

※1 登録隊数は、令和2年4月1日現在の登録隊数(指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。)

※2 指揮隊の登録隊数は、都道府県大隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の合計値

※3 その他の登録隊数は、通信支援小隊、特殊災害小隊(毒劇物等対応小隊を除く。)及び特殊装備小隊の合計値

【別表2-2 進出拠点候補地一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積(m ²)	駐車台数(台)	給油設備					
						ガソリン	軽油	給油設備 (レーン) の数	停電時の 対応可否	給油事業所名	中核給油所
茨城県	守谷SA(上り線)	常磐自動車道	茨城県守谷市大柏166	20,492	大型車 99 普通車 258	65,000	45,000	8	可	ENEOS	●
栃木県	佐野SA(上り線)	東北自動車道	栃木県佐野市黒袴町1022	28,345	大型車 53 普通車 218	60,000	20,000	10	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	高坂SA(上り線)	関越自動車道	埼玉県東松山市田木4-5	25,692	大型車 88 普通車 326	50,000	30,000	8	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	三芳PA(上り線)	関越自動車道	埼玉県入間郡三芳町大字上富2204	19,084	大型車 118 普通車 200	60,000	20,000	8	可	出光興産(シェル)	●
埼玉県	蓮田SA(上り線)	東北自動車道	埼玉県蓮田市大字川島370	81,493	大型車 127 普通車 352	40,000	80,000	8	可	ENEOS	●
千葉県	酒々井PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県印旛郡酒々井町墨字小谷津1402	15,139	大型車 75 普通車 122	70,000	20,000	4	可	ENEOS	●
千葉県	湾岸幕張PA(上り線)	東関東自動車道	千葉県千葉市美浜区浜田2-2-102	9,638	大型車 48 普通車 63	-	-	-	-	-	-
千葉県	幕張PA(上り線)	京葉道路	千葉県千葉市花見川区幕張町2-2651-1	13,662	大型車 53 普通車 151	-	-	-	-	-	-
千葉県	市原SA(上り線)	館山自動車道	千葉県市原市海保字中木々音1154-1	11,750	大型車 32 普通車 170	40,000	20,000	8	可	出光興産(シェル)	●
東京都	石川PA(上り線)	中央自動車道	東京都八王子市石川町2975	10,063	大型車 53 普通車 105 <small>※大型との兼用あり</small>	-	-	-	-	-	-
神奈川県	海老名SA(上り線)	東名高速道路	神奈川県海老名市大谷南5-1-2	22,437	大型車 89 普通車 446 <small>※大型との兼用あり</small>	50,000	70,000	9	可	ENEOS	●
神奈川県	厚木PA(外回り)	首都圏中央連絡 自動車道	神奈川県厚木市関口704	7,450	大型車 51 普通車 58	-	-	-	-	-	-
山梨県	談合坂SA(上り線)	中央自動車道	山梨県上野原市大野4943	144,480	大型車 157 普通車 490 <small>※大型との兼用あり</small>	60,000	30,000	7	可	ENEOS	●
静岡県	足柄SA(上り線)	東名高速道路	静岡県御殿場市深沢1801-1	21,277	大型車 165 普通車 431 <small>※大型との兼用あり</small>	70,000	30,000	6	可	出光興産(シェル)	●

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
埼玉県	本田エアポート	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	航空機の駐機・給油等	北緯35度58分30秒 東経139度31分04秒
埼玉県	本田航空トレーニングスポット	埼玉県比企郡	本田航空株式会社	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度58分11秒 東経139度31分26秒
埼玉県	日高総合公園グランド	埼玉県日高市	日高市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度54分02秒 東経139度22分59秒
埼玉県	吉見総合運動公園	埼玉県比企郡	一般財団法人公園財団	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度03分24秒 東経139度28分09秒
埼玉県	嵐山町総合運動公園	埼玉県比企郡	嵐山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度01分36秒 東経139度19分10秒
埼玉県	朝霞市中央公園グランド	埼玉県朝霞市	朝霞市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分30秒 東経139度35分42秒
埼玉県	和光市荒川河川敷運動公園	埼玉県和光市	和光市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度48分09秒 東経139度38分12秒
埼玉県	上奥富運動公園	埼玉県狭山市	狭山市公園管理事務所	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分14秒 東経139度24分36秒
埼玉県	鳩山町立鳩山中学校第2グランド	埼玉県比企郡	鳩山町教育委員会	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分07秒 東経139度20分10秒
埼玉県	行田市総合公園	埼玉県行田市	行田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度09分14秒 東経139度27分02秒
埼玉県	神川ゆーゆーランド	埼玉県児玉郡	神川町	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度12分40秒 東経139度04分55秒
埼玉県	横瀬町民グランド	埼玉県秩父郡	横瀬町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度59分39秒 東経139度06分25秒
埼玉県	深谷市豊里運動公園	埼玉県深谷市	深谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度14分43秒 東経139度16分26秒
埼玉県	大利根運動公園野球場	埼玉県加須市	加須市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度08分15秒 東経139度40分00秒
埼玉県	羽生中央公園	埼玉県羽生市	羽生市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度10分33秒 東経139度33分20秒
埼玉県	白岡市総合運動公園	埼玉県白岡市	白岡市	空からの救出救助・消火活動等	北緯36度00分50秒 東経139度40分52秒
千葉県	県総合スポーツセンター	千葉県千葉市	千葉県	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分51秒 東経140度07分05秒
千葉県	大堀川防災レクリエーション公園	千葉県柏市	柏市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度52分26秒 東経139度58分30秒
千葉県	鎌ヶ谷市営陸上競技場	千葉県鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分54秒 東経140度00分43秒
千葉県	四街道総合公園	千葉県四街道市	四街道市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分12秒 東経140度11分20秒
千葉県	いすみ市文化とスポーツの森	千葉県いすみ市	いすみ市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度17分11秒 東経140度18分06秒
千葉県	旭文化の杜公園	千葉県旭市	旭市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分01秒 東経140度38分56秒
千葉県	松尾運動公園	千葉県山武市	山武市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分29秒 東経140度26分57秒
千葉県	鴨川市総合運動公園	千葉県鴨川市	鴨川市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度06分41秒 東経140度04分46秒
千葉県	昭和の森	千葉県千葉市	千葉市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度31分12秒 東経140度16分44秒
千葉県	長南町陸上競技場	千葉県長南町	長南町	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度23分06秒 東経140度14分32秒
千葉県	千葉市消防局ヘリポート	千葉県千葉市	千葉市	航空機の駐機・給油等	北緯35度32分49秒 東経140度14分36秒
東京都	立川飛行場	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機・給油等	北緯35度42分39秒 東経139度24分11秒
東京都	白鬚東地区及び汐入公園	東京都墨田区 /荒川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分58秒 東経139度48分52秒
東京都	若洲海浜公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度50分13秒
東京都	都立木場公園	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分27秒 東経139度48分31秒
東京都	東京ビッグサイト	東京都江東区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分42秒 東経139度47分55秒
東京都	東京臨海広域防災公園 (東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区))	東京都江東区	関東地方整備局 ・東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分07秒 東経139度47分38秒
東京都	大井ふ頭中央海浜公園	東京都品川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分38秒 東経139度45分13秒

【別表3 航空機用救助活動拠点候補地一覧】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※	座標
東京都	都立駒沢オリンピック公園	東京都目黒区 ／世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分31秒 東経139度39分41秒
東京都	都立砧公園	東京都世田谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分45秒 東経139度37分17秒
東京都	都立代々木公園	東京都渋谷区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分21秒 東経139度41分50秒
東京都	都立和田堀公園	東京都杉並区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度41分03秒 東経139度38分29秒
東京都	都立城北中央公園	東京都板橋区 ／練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分24秒 東経139度40分23秒
東京都	都立光が丘公園	東京都練馬区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分00秒 東経139度38分00秒
東京都	都立舎人公園	東京都足立区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度47分52秒 東経139度46分11秒
東京都	都立水元公園	東京都葛飾区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度46分56秒 東経139度52分14秒
東京都	都立篠崎公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分55秒 東経139度53分50秒
東京都	都立葛西臨海公園	東京都江戸川区	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度38分32秒 東経139度51分35秒
東京都	八王子市立上柚木公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分06秒 東経139度21分57秒
東京都	北野多目的広場	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分12秒 東経139度21分22秒
東京都	八王子市立滝が原運動場	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分09秒 東経139度19分59秒
東京都	八王子市立富士森公園	東京都八王子市	八王子市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度39分05秒 東経139度19分17秒
東京都	都立武蔵野中央公園	東京都武蔵野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分07秒 東経139度33分30秒
東京都	都立府中の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分34秒 東経139度29分31秒
東京都	都立神代植物公園	東京都調布市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度32分53秒
東京都	都立武蔵野の森公園	東京都府中市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度40分16秒 東経139度31分41秒
東京都	町田市立野津田公園	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分33秒 東経139度26分32秒
東京都	町田リサイクル文化センター	東京都町田市	町田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度35分13秒 東経139度24分41秒
東京都	都立小金井公園	東京都小金井市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度42分51秒 東経139度30分38秒
東京都	都立東村山中央公園	東京都東村山市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分49秒 東経139度27分34秒
東京都	都立東大和南公園	東京都東大和市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度44分02秒 東経139度25分19秒
東京都	柳泉園クリーンポート	東京都東久留米市	柳泉園組合	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度45分17秒 東経139度29分44秒
東京都	多摩市立陸上競技場	東京都多摩市	多摩市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度37分29秒 東経139度27分37秒
東京都	都立秋留台公園	東京都あきる野市	東京都	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度43分51秒 東経139度18分00秒
神奈川県	横浜ヘリポート	横浜市金沢区	横浜市	航空機の駐機・給油等	北緯35度20分33秒 東経139度39分19秒
神奈川県	横浜市消防訓練センター	横浜市深谷町	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度23分19秒 東経139度30分17秒
神奈川県	みなとみらいヘリポート	横浜市西区	横浜市	航空機の駐機等	北緯35度27分47秒 東経139度38分15秒
神奈川県	県総合防災センター	厚木市下津古久	神奈川県	航空機の駐機等	北緯35度24分15秒 東経139度21分13秒

※ 用途は、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)被災地において、空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記

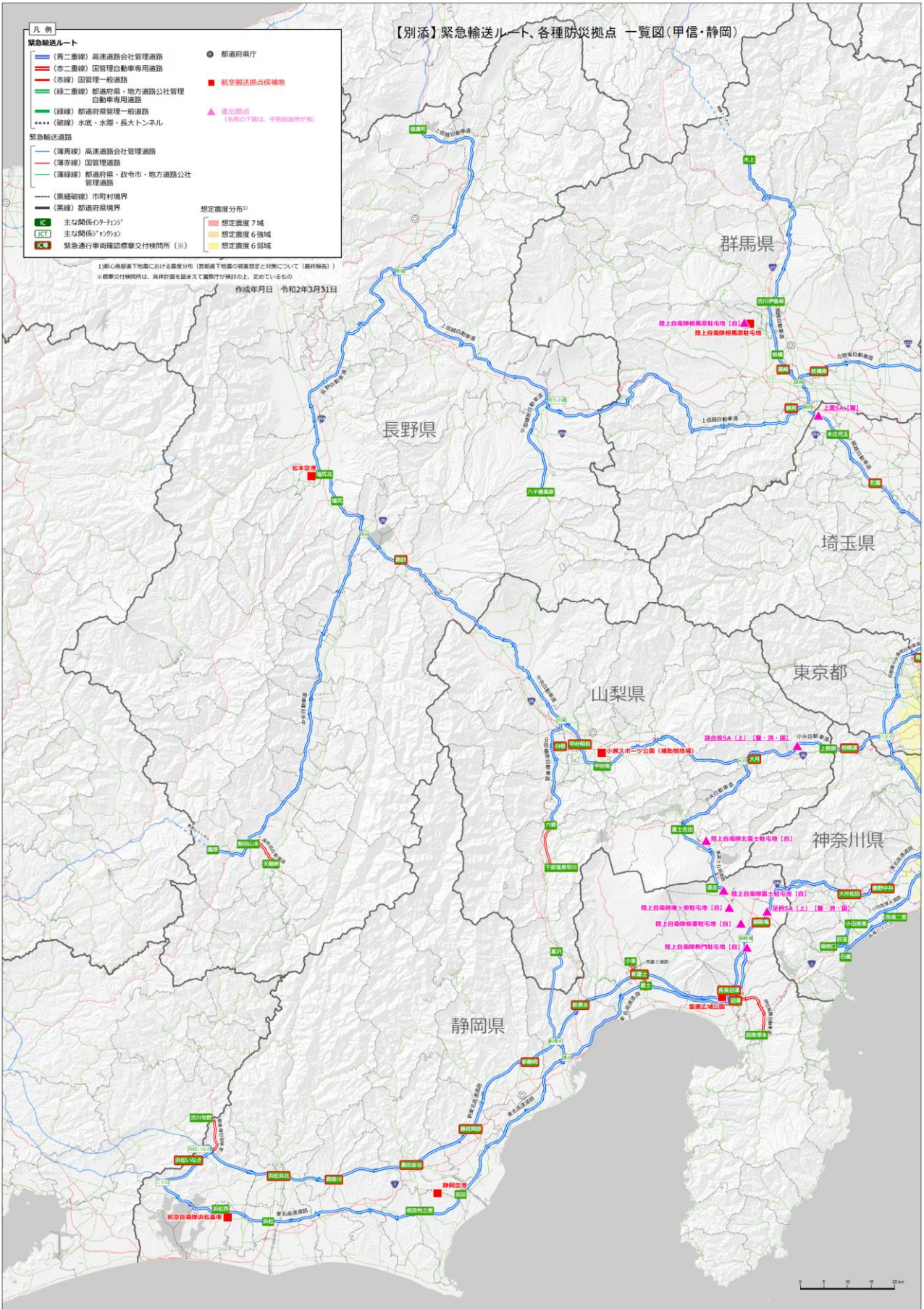
【別表4 陸路以外の主な進出手段】

対応が想定される状況	手段	候補ルート		備考
		出発地	到着地	
北海道大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	函館港	大間港	所要時間 約1時間30分
			青森港	所要時間 約3時間50分
		苫小牧西港	八戸港	所要時間 約7時間
			大洗港(茨城港)	所要時間 約19時間
			仙台港	所要時間 約15時間
		苫小牧東港	(秋田港→)新潟港	所要時間 約20時間(苫小牧東港→秋田港→新潟港)
小樽港	新潟港	所要時間 約18時間		
沖縄県大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	那覇港	鹿児島港	所要時間 約25時間30分
			(志布志港→)大阪港	所要時間 約39時間(那覇港→志布志港→大阪港)
			志布志港	所要時間 約18時間【RORO船】
			(志布志港→)東京港	所要時間 約45時間(那覇港→志布志港→東京港)【RORO船】
北海道大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	新千歳空港	東京国際空港 (羽田空港)	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出
沖縄県大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	那覇空港	成田国際空港	
			東京国際空港 (羽田空港)	
			成田国際空港	
遠方からの迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	自衛隊輸送機 (C-130、C-1、 CH-47)	緊急災害対策本部を通じて調整		陸路が途絶した際等に被災地の状況から特に必要がある場合に活用
	自衛隊艦艇			
	民間フェリー	徳島港	東京港	所要時間 約18時間30分
		北九州(新門司)港	(徳島港→)東京港	所要時間 約35時間(新門司港→徳島港→東京港)
志布志港		東京港	所要時間 約25時間【RORO船】	

【別表5 被災地内の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	回転翼機
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 (有明の丘地区)		○
	東京国際空港	○	○
	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○

【別添】緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図(甲信・静岡)



(7) 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（令和2年7月17日改定）

第1章 総則

第1節 趣旨・目的

この南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき策定するものであり、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものである。

本アクションプランにおいて、南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）、緊急消防援助隊の運用に関する要綱によるものとする。

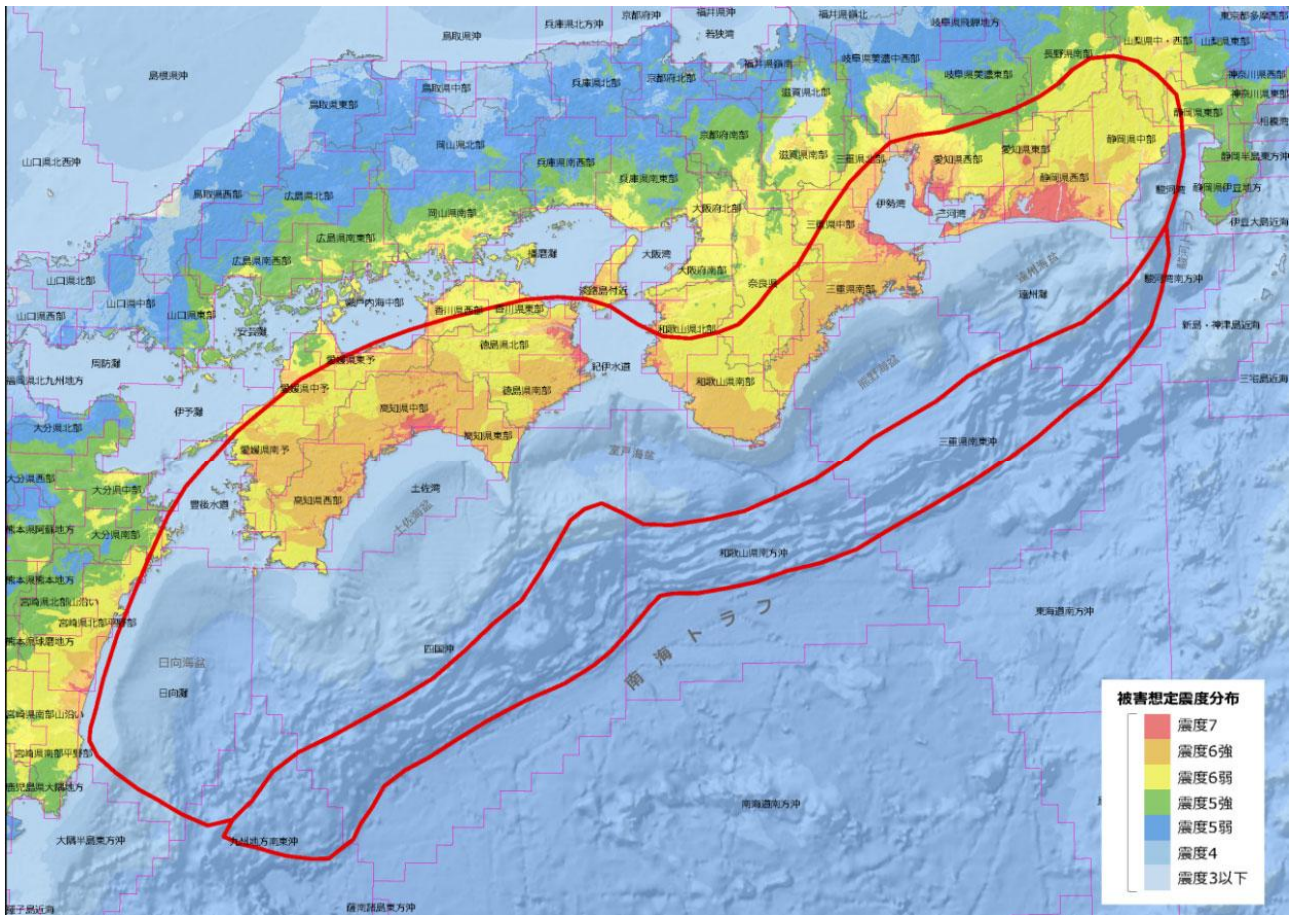
第2節 用語の定義

- 1 重点受援県とは、具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける都道府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。
- 2 被害確認後応援都道府県とは、重点受援県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を含む都道府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の19都府県）をいう。
- 3 即時応援都道府県とは、応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く都道府県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県及び長崎県の18道県）をいう。
- 4 広域医療搬送とは、国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の第6章第1節1に規定する航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。
- 5 地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を超えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

第3節 緊急消防援助隊の出動指示 本アクションプランに基づく緊急消防援助隊（受援都道府県内の消防本部に属する緊急消防援助隊は除く。）の出動は、消防組織法第44条第5項の規定に基づく指示とする。第2章 想定・適用基準 第1節 想定する地震・被害 本アクションプランにおいて想定する地震及び想定する最大の被害は、次のとおりとする。

1 想定する地震（南海トラフ地震）

- (1) 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域



(2) 地震の規模：モーメントマグニチュード_i8.0 以上 2 想定する最大の被害 中央防災会議防災対策推進検討会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定²⁾のうち、「東海地方」、「近畿地方」、「四国地方」、「九州地方」がそれぞれ大きく被災する 4 ケース（各ケース共に最大の被害【地震動：陸側、時間帯：冬深夜、風速：8m/s、津波への早期避難率：津波 避難意識アンケート結果に基づく避難率】）を想定

¹ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。² 内閣府政策統括官（防災担当）がその後再計算した最新の推計を活用（令和元年8月公表）

【表 1】 被害想定ケース別死者数、津波高（各地方別陸側ケース：最大）

	東海地方が大きく被災するケース		近畿地方が大きく被災するケース		四国地方が大きく被災するケース		九州地方が大きく被災するケース	
	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）	死者数（人）	津波高（m）
茨城県	-	5	-	4	-	4	-	5
栃木県	-	0	-	0	-	0	-	0
群馬県	-	0	-	0	-	0	-	0
埼玉県	-	0	-	0	-	0	-	0
千葉県	約 600	10	約 70	8	約 10	6	約 50	5
東京都	約 1,100 ³ （31島嶼）		約 30 ² （12島嶼）		約 50 ² （16島嶼）		約 60 ² （20島嶼）	
神奈川県	約 1,200	9	約 90	5	約 20	4	約 20	4
新潟県	-	0	-	0	-	0	-	0
富山県	-	0	-	0	-	0	-	0
石川県	-	0	-	0	-	0	-	0
福井県	-	0	-	0	-	0	-	0
山梨県	約 300	0	約 300	0	約 300	0	約 300	0
長野県	約 40	0	約 40	0	約 40	0	約 40	0
岐阜県	約 200	0	約 200	0	約 200	0	約 200	0
静岡県	約 88,000	31	約 11,000	12	約 11,000	11	約 10,000	10
愛知県	約 14,000	22	約 13,000	9	約 12,000	8	約 12,000	8
三重県	約 31,000	27	約 19,000	15	約 15,000	14	約 14,000	13
滋賀県	約 300	0	約 300	0	約 300	0	約 300	0
京都府	約 500	0	約 500	0	約 500	0	約 500	0
大阪府	約 2,700	4	約 3,300	5	約 3,000	5	約 2,900	5
兵庫県	約 1,600	6	約 2,800	9	約 2,200	7	約 1,800	7
奈良県	約 1,300	0	約 1,300	0	約 1,300	0	約 1,300	0
和歌山県	約 26,000	12	約 53,000	19	約 24,000	13	約 18,000	18
鳥取県	-	0	-	0	-	0	-	0
島根県	-	0	-	0	-	0	-	0
岡山県	約 900	3	約 900	4	約 900	4	約 900	4
広島県	約 1,000	4	約 1,000	4	約 1,100	4	約 1,100	4
山口県	約 300	5	約 200	5	約 300	5	約 300	5
徳島県	約 8,800	11	約 18,000	24	約 15,000	15	約 10,000	12
香川県	約 2,000	4	約 2,400	4	約 2,800	5	約 2,700	5
愛媛県	約 8,400	9	約 8,300	9	約 8,200	11	約 9,200	20
高知県	約 18,000	17	約 24,000	22	約 30,000	34	約 25,000	34
福岡県	約 70	4	約 50	4	約 70	4	約 40	4
佐賀県	-	0	-	0	-	0	-	0
長崎県	約 30	3	約 50	3	約 80	4	約 100	4
熊本県	-	3	-	3	約 40	4	約 50	4
大分県	約 4,100	11	約 3,800	10	約 5,700	11	約 6,700	14
宮崎県	約 18,000	15	約 16,000	14	約 11,000	17	約 25,000	15
鹿児島県	約 200	8	約 100	8	約 300	10	約 700	11
沖縄県	-	4	-	4	-	4	約 20	4
合計	約 231,000		約 179,000		約 145,000		約 144,000	

-：わずか

※ 当該被害想定死者数は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都道府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

※ 津波高は満潮位、地殻変動を考慮

第2節 適用基準 1 本アクションプランは、具体計画に基づき、発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

【表2 震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県

○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）³が発表される可能性がある場合）² 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官（以下「長官」という。）が判断した場合に適用する。

3 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議）において、気象庁が想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表されると規定されている。これが発表された場合、後発地震に備えるため、対象地震発生から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）、推進地域では警戒する措置をとることとされている。

第3章 緊急消防援助隊の運用方針 第1節 受援都道府県の選定 消防庁は、次に掲げる事項に基づき、受援都道府県を柔軟かつ速やかに決定する。なお、地震の震源及び規模等によっては、重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる可能性及び応援の必要がない重点受援県が発生する可能性があることに留意する。

- (1) 被害状況及び被害推計⁴
- (2) 重点受援県
- (3) 具体計画に基づく先発地震重点受援県⁵

第2節 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

1 隊の規模

統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね50隊⁶）。

2 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置

統括指揮支援隊及び指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 統括指揮支援隊は、要請要綱別表Bに掲げる統括指揮支援隊の属する消防本部に限らず運用するものとし、原則として、表3を基に全ての重点受援県に配置する。ただし、被害推計及び被害

- 状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先 に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が 見込まれる場合等には、状況に応じて応援先を変更する。
- (2) 統括指揮支援隊は、出動可能隊数報告及び到着までに要する時間等を踏まえ、被害が大きいと見込まれる都道府県から順に配置する。
 - (3) 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により輸送する。
 - (4) 指揮支援隊は、原則として、統括指揮支援隊の配置を決定した後、出動可能隊 数報告及び到着までに要する時間等を考慮し、被害が大きいと見込まれる都道府 県から順に配置する。
 - (5) 指揮支援隊は、本アクションプランを適用する場合、原則として、陸路で車 両により移動する。ただし、札幌市消防局については航空小隊により輸送する。
 - (6) 受援都道府県内の消防本部のうち、統括指揮支援隊又は指揮支援隊が属する消 防本部が、属する都道府県内でその任を担当できない場合又はこれらの隊が当該 受援都道府県内で不足する場合は、当該受援都道府県以外からこれらの隊を配置 する。

- 4 具体計画に規定された、地震防災情報システムの被害推計結果を基にした都道府県ごと の被害量（死者数及び自力脱出困難者数）の推計のことをいう。
- 5 具体計画に規定された、地震発生後、被害想定を基礎としつつ、地震防災情報システム の被害推計結果を基に、都道府県ごとの被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の 上、特定される重点的に応援の必要がある都道府県のことをいう。
- 6 重点受援県を除く緊急消防援助隊（指揮支援隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

【表3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の応援編成計画】

地方	重点受援県	統括指揮支援隊及び指揮支援隊が属する消防本部 (丸数字は、優先順位を示す。)	
		重点受援県	重点受援県以外
中部	静岡県	静岡市消防局 浜松市消防局	①東京消防庁 ②横浜市消防局 ③千葉市消防局 ④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局 ⑥札幌市消防局
	愛知県	名古屋市消防局	
	三重県		
近畿	和歌山県		①大阪市消防局 ②新潟市消防局
四国	徳島県		①広島市消防局 ②京都市消防局 ③岡山市消防局 ④神戸市消防局 ⑤堺市消防局 ⑥川崎市消防局 ⑦さいたま市消防局
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県		①福岡市消防局 ②北九州市消防局 ③熊本市消防局
	宮崎県		

※ 下線は、推進地域を管轄する消防本部を示す。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

第3節 都道府県大隊

- 1 隊の規模 都道府県大隊（水上小隊を除く。以下同じ。）は、原則として、受援都道府県及び重点受援県以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おおむね5,200隊⁷）。ただし、重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間（対象地震発生から1週間（168時間経過した以降の正時までの期間）。以下同じ。）は自

県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

2 都道府県大隊の配置

都道府県大隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害推計及び被害状況等を踏まえ、表4-1から表4-4までに示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、当該応援編成計画を基に都道府県大隊を配置する。
- (2) (1)により選択した応援編成計画にあらかじめ応援先が指定されている都道府県大隊は、原則として、当該計画のとおり配置する。ただし、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先を変更する。
- (3) あらかじめ応援先が指定されていない都道府県大隊については、出動可能隊数報告を踏まえ、第3章第1節により決定した受援都道府県の中から応援先を決定する。

3 隊の編成に係る留意事項

- (1) 北海道及び沖縄県を除く都道府県は、原則として、統合機動部隊を編成し、都道府県大隊が出動する前に先遣出動させる。
- (2) 都道府県大隊は、倒壊家屋や津波浸水地域における救助活動、市街地延焼火災における消火活動その他の震災時の活動に対応できるよう配慮し、隊を編成する。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊が編成可能な都道府県は、原則として、エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、都道府県大隊とともに出動させる。

【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	
近畿	和歌山県	富山県	
四国	徳島県	石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	
	高知県	島根県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道（応援先は長官が指示する。）	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

- 7 重点受援県を除く緊急消防援助隊（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

【表4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県、秋田県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県	
	三重県	宮城県、山形県、福島県	
近畿	和歌山県	栃木県、埼玉県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、石川県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	島根県	
	高知県	新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県、富山県	
四国	徳島県	群馬県、島根県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、鳥取県	
九州	大分県	佐賀県	
	宮崎県	長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

【表4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県 の都道府県大隊	被害確認後応援都道府県 の都道府県大隊
中部	静岡県	青森県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県 山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県	岩手県、秋田県	
	三重県	宮城県、山形県	
近畿	和歌山県	福島県	
四国	徳島県	群馬県	
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、富山県	
九州	大分県	鳥取県、佐賀県	
	宮崎県	島根県、長崎県	
		北海道 (応援先は長官が指示する。)	

※ 重点受援県の都道府県大隊を構成する隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている間は自県で活動（災害対応、避難誘導等）し、これが解除された場合は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

※ 応援先の決定（応援先の変更を含む。）に時間を要する場合は、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示する。

※ 重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

第4節 水上小隊

1 隊の規模 水上小隊は、災害の状況等に応じて、原則として、重点受援県以外の出動可能な隊が出動する（派遣規模：おおむね10隊）。

2 水上小隊の配置 水上小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害状況及び出動可能隊数報告等を踏まえ、消火、海水の取水による消火用 水の確保、人員・物資輸送、水難救助、海面上への流出油処理等の任務について、水上小隊の応援の必要性を検討する。
- (2) 水上小隊の応援が必要と判断した場合は、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対し、応援に伴う航行の可否について確認する。この際、当該消防本部は、船体構造・航路となる水域の海象等を考慮の上、航行の可否を判断し消防庁へ報告する。
- (3) 船舶検査証書上の航行区域が、船舶安全法施行規則に示す「平水区域」又は「限定沿海」であっても、「沿海区域」を航行できる仕様となっている場合は、沿海区域を航行する応援派遣を検討する。この際、必要に応じて、都道府県を通じて、応援を行う消防本部に対して、「沿海区域」への臨時変更等手続きを行うよう連絡する。

8 重点受援県を除く緊急消防援助隊（水上小隊に限る。）の登録隊数（令和2年4月時点）の合計を基に算出した隊数

第5節 航空指揮支援隊 航空指揮支援隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の管理が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動する。
- (2) 航空指揮支援隊は、被害状況等を踏まえ、航空指揮支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空指揮支援隊は、本アクションプランを適用する場合、原則として、陸路で車両により移動する。第6節 航空小隊 1 隊の規模 航空小隊は、受援都道府県内の航空小隊及び表6に示す各ブロックで残留するヘリコプター以外の出動可能な全ての隊が出動する（派遣規模：おお

むね 40隊⁹⁾。なお、受援都道府県以外の重点受援県内の航空小隊は、自県の被害状況、災害対応状況及び緊急消防援助隊の活動状況等を踏まえ、出動可能な隊は出動する。

2 航空小隊の配置 航空小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 被害推計及び被害状況等を踏まえ、原則として、表5-1から表5-4までに示す応援編成計画の中から最も適当なものを選択し、当該応援編成計画を基に航空小隊を配置する。
- (2) 統括指揮支援隊及び札幌市消防局の指揮支援隊（以下「統括指揮支援隊等」という。）を輸送する航空小隊は、原則として、統括指揮支援隊等と同所属の航空小隊又は統括指揮支援隊等が属する都道府県内の航空小隊とする。なお、これにより難しい場合は、別の航空小隊を指定する。
- (3) 情報収集航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システム又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）を装備できる航空小隊を優先して指定する。
- (4) 消火航空小隊は、消火タンク又は消火バケットを装備できる航空小隊を優先して指定する。なお、災害規模に応じて、各航空小隊が消火タンク又は消火バケットを選定する。
- (5) 残留ヘリコプターは表6に基づき各ブロックごとに1隊指定する。なお、活動が長期間に及ぶ場合は残留ヘリコプターの指定を交代する。

3 出動及び任務指定に関する留意事項(1) 統括指揮支援隊等輸送航空小隊 統括指揮支援隊等の輸送後は、原則として、被災地において情報収集、救助、救急又は輸送の任務を行う。(2) 救助・救急・輸送航空小隊 努めて、救助、救急及び輸送の全ての任務が遂行可能な体制で出動する。

【表5-1 航空小隊の応援編成計画：中部地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、青森県、岩手県、宮城県 仙台市、山形県、栃木県	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	新潟県、福島県	
四国	徳島県	埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県 ^{※3}	
	宮崎県		

重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

⁹⁾ 重点受援県を除く緊急消防援助隊（航空小隊に限る。）登録隊数（令和2年4月時点）から残留ヘリコプターを除き、稼働率を考慮し算出した隊数

【表5-2 航空小隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊※ ²	被害確認後応援航空小隊※ ¹
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、岩手県、宮城県、山形県 福島県、新潟県	
四国	徳島県	栃木県、埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県※ ³	
	宮崎県		
重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。			

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-3 航空小隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊※ ²	被害確認後応援航空小隊※ ¹
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、福島県 栃木県、埼玉県、石川県、福井県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	島根県、佐賀県※ ³	
	宮崎県		
重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。			

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表5-4 航空小隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援航空小隊 ^{※2}	被害確認後応援航空小隊 ^{※1}
中部	静岡県	札幌市、仙台市	茨城県、千葉市、東京消防庁 横浜市、川崎市、山梨県、長野県 岐阜県、滋賀県、京都市、大阪市 兵庫県、神戸市、奈良県、岡山県 岡山市、広島県、広島市、山口県 北九州市、福岡市、熊本県 鹿児島県 (応援先は長官が指示する。)
	愛知県		
	三重県		
近畿	和歌山県	青森県、新潟県	
四国	徳島県	岩手県、宮城県、山形県、埼玉県	
	香川県		
	愛媛県		
	高知県		
九州	大分県	福島県、栃木県、石川県	
	宮崎県	福井県、島根県、佐賀県 ^{※3}	
重点受援県以外の都道府県への応援が必要となる場合、上表によらず、長官が応援先を指示する。			

※1 被害確認後応援航空小隊とは、被害確認後応援都道府県及び当該都道府県に属する消防本部における航空小隊を示す。

※2 即時応援航空小隊とは、航空小隊のうち、被害確認後応援航空小隊及び表6に示す残留ヘリコプターを除く航空小隊をいう。

※3 令和3年運航開始予定

【表6 残留ヘリコプターの候補】

ブロック	都道府県・団体（丸数字は、優先順位を示す。）
北海道	①北海道、②札幌市
東北	①秋田県、②岩手県
関東	①群馬県 [*] 、②栃木県
中部・近畿	①富山県、②石川県
中国・四国	①鳥取県、②島根県
九州	①長崎県、②佐賀県 [*]

※ 令和3年運航開始予定

第7節 航空後方支援小隊 航空後方支援小隊の配置は、次に掲げる方針により、消防庁が決定する。

- (1) 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動可能な隊が出動する。
- (2) 航空後方支援小隊は、被害状況等を踏まえ、航空後方支援の必要性が高い受援都道府県から優先的に配置する。
- (3) 航空後方支援小隊は、原則として、陸路で車両により移動する。

第8節 後発地震への対応

1 消防庁は、緊急消防援助隊が先発地震の被災地に到着する前に後発地震が発生した場合、次に掲げる事項等を基に、緊急消防援助隊の配置等を再度検討し、必要に応じて応援先の変更等を行う。

- (1) 後発地震による被害状況
- (2) 出動中の緊急消防援助隊の位置
- (3) 緊急災害対策本部の部隊移動の方針
- (4) 応援都道府県の知事からの当該都道府県に属する緊急消防援助隊の引揚げ要望の有無

- 2 消防庁は、緊急消防援助隊が先発地震の被災地で活動中に後発地震が発生した場合、次に掲げる事項等を基に、緊急消防援助隊の部隊移動等を検討し、必要に応じて部隊移動等を行う。
- (1) 後発地震による被害状況
 - (2) 先発地震の被災地における行方不明者数及び活動部隊の充足状況
 - (3) 先発地震が発生してからの経過時間
 - (4) 活動中の緊急消防援助隊と後発地震により応援の必要がある都道府県との位置関係
 - (5) 緊急災害対策本部の部隊移動の方針
 - (6) 応援都道府県の知事からの当該都道府県に属する緊急消防援助隊の引揚げ要望の有無

第4章 発災から出動まで

第1節 消防庁と即時応援都道府県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、即時応援都道府県及び即時応援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 2 長官は、アクションプラン適用の判断後、速やかに最も適当な応援編成計画（表4-1から4-4まで及び表5-1から5-4まで）を選択するとともに、即時応援都道府県（北海道を除く。）の知事に対して、当該応援編成計画に定められている応援先へ都道府県大隊の出動を指示する。
- 3 長官は、上記2の指示を行うに当たり、被害推計及び被害状況等を踏まえ、あらかじめ指定している応援先に大きな被害が見込まれない場合又は重点受援県以外の都道府県に甚大な被害が見込まれる場合等には、状況に応じて応援先の変更を指示する。この場合において、応援先の調整に時間を要する場合は、第5章第1節2に規定する広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示し、別途、これらへの到着時までを目安に応援先を指示する。
- 4 上記1の依頼を受けた即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊（航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。）について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 5 長官は、即時応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊（上記2により指示した隊を除く。）の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。
 - (1) 統括指揮支援隊（輸送航空小隊を含む。）及び航空小隊
 - (2) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊
 - (3) 都道府県大隊（北海道）
 - (4) 航空後方支援小隊及び水上小隊（災害の状況等に応じて必要と認める場合）
- 6 上記2、3及び5の指示を受けた即時応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊、航空小隊及び航空後方支援小隊（以下「航空指揮支援隊等」という。）を有する都道府県知事は、航空指揮支援隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 7 上記6により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 8 上記6及び7の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 9 即時応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記4の対応を行う。

【図2 即時応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼	出動準備	出動準備	出動準備
10分	応援編成計画選択 ^{※1} 都道府県大隊 ^{※2} へ出動指示			
30分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	出動可能隊数報告 (統括機動部隊)
60分	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①統括指揮支援隊・航空小隊 ②指揮支援隊・航空指揮支援隊 ③都道府県大隊(北海道) ④航空後方支援小隊	出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動、出動隊数報告 (統括機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

※1 被害推計及び被害状況等から最も適当な応援編成計画(表4-1~4-4、表5-1~5-4)を選択する。
 ※2 北海道の都道府県大隊を除く。

第2節 消防庁と被害確認後応援都道府県の対応

- 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、被害確認後応援都道府県及び被害確認後応援都道府県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡するとともに、出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を行う。
- 上記1の依頼を受けた被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、発災後30分以内に統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊(航空小隊が耐空検査等により出動できない場合においては、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊を含む。以下この項において同じ。)について出動可能な隊をとりまとめ、消防庁に対して報告するとともに、出動可能な全ての隊の出動準備を行う。その後、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空小隊以外の隊について、速やかに出動可能な全ての隊をとりまとめ、消防庁に対して報告する。
- 長官は、被害確認後応援都道府県からの出動可能隊数報告を踏まえ、次の優先順位により、出動可能な全ての緊急消防援助隊の応援先を決定し、これらの隊を出動させる都道府県知事に対して、出動を指示する。ただし、都道府県大隊については、応援先の決定に時間を要する場合、広域進出拠点又は集結場所までの出動を指示し、別途、これらへの到着時までを目安に応援先を指示する。
 - 統括指揮支援隊(輸送航空小隊を含む。)及び航空小隊
 - 指揮支援隊及び航空指揮支援隊
 - 都道府県大隊
 - 航空後方支援小隊及び水上小隊(災害の状況等に応じて必要と認める場合)
- 上記3の指示を受けた被害確認後応援都道府県の知事は、当該都道府県の市町村長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動を指示するとともに、航空指揮支援隊等を有する都道府県知事は、航空指揮支援隊等を指定された進出先へ速やかに出動させる。
- 上記4により緊急消防援助隊の出動を指示された市町村長は、緊急消防援助隊を指定された

進出先へ速やかに出動させる。

- 6 上記4及び5の対応後、当該都道府県は、速やかに出動隊をとりまとめ、消防庁 に対して報告する。
- 7 被害確認後応援都道府県及び当該都道府県内の消防本部は、消防庁から上記1の 連絡及び依頼を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準 に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

【図3 被害確認後応援都道府県の発災から出動までの流れ】

時間目安	消 防 庁	統括指揮支援隊 指揮支援隊	航空小隊	都道府県大隊
発災	アクションプラン適用判断 出動準備(出動可能隊数報告)依頼	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備	被害確認、出動準備
10分	応援編成計画選択*			
30分		出動可能隊数報告	出動可能隊数報告	
	出動指示(配置が決定した隊から) <出動指示の優先順位> ①統括指揮支援隊・航空小隊 ②指揮支援隊・航空指揮支援隊 ③都道府県大隊 ④航空後方支援小隊	出動、出動隊数報告 (統括指揮支援隊)	出動、出動隊数報告	出動可能隊数報告 (統合機動部隊)
		出動、出動隊数報告 (指揮支援隊)		出動、出動隊数報告 (統合機動部隊)
				出動可能隊数報告 (都道府県大隊)
				出動、出動隊数報告 (都道府県大隊)

※ 被害推計及び被害状況等から最も適当な応援編成計画(表4-1~4-4、表5-1~5-4)を選択する。

第3節 消防庁と重点受援県の対応

- 1 消防庁は、地震発生後、第2章第2節に示す適用基準に該当すると判断した場合は、重点受援県及び重点受援県を経由して当該都道府県内の消防本部に対して、アクションプランを適用する旨を連絡する。
- 2 上記1の連絡を受けた重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、速やかに、消防応援活動調整本部の設置、統括指揮支援隊等の輸送の際に使用するヘリコプターの離着陸場の確保、進出拠点への職員の派遣等の受援体制を整える。なお、重点受援県は、被害状況等を踏まえ、応援を受ける必要がないと判断した場合は、その旨を速やかに消防庁に対して報告する。
- 3 長官は、緊急消防援助隊の出動を指示した場合は、重点受援県に対して、この旨を通知する。
- 4 長官は、応援都道府県から出動隊数の報告を受けた場合は、重点受援県に対して、その旨を通知する。
- 5 重点受援県及び当該都道府県内の消防本部は、上記1の連絡を待つことなく、地震や津波の情報により、第2章第2節の適用基準に該当すると判断した場合は、速やかに、上記2の対応を行う。

第5章 進出ルート・目標等

第1節 緊急消防援助隊の活動に必要な拠点等

- 1 ヘリコプター離着陸場 統括指揮支援隊が、航空小隊により消防応援活動調整本部に進出する

際に使用する離着陸場をいう（重点受援県のヘリコプター離着陸場は、別表1参照）。消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

2 広域進出拠点

都道府県大隊が、進出する際の第一進出目標を「広域進出拠点」という（別表2-1、2-2参照）。被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、原則として、あらかじめ消防庁が応援都道府県等と調整の上、応援都道府県ごとに1箇所ずつ指定する。

3 進出拠点 都道府県大隊が、広域進出拠点から指定された受援都道府県に向かって移動する際の進出目標を「進出拠点」という（重点受援県の進出拠点は、別表3参照）。消防庁が消防応援活動調整本部等と調整の上、決定し、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部へ連絡する。

4 航空機用救助活動拠点 ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点を「航空機用救助活動拠点」という（別表4参照）。消防庁が消防応援活動調整本部、応援都道府県と調整の上、決定する。

5 緊急輸送ルート 全国からの応援部隊等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークを「緊急輸送ルート」という（別添参照）。消防庁は、緊急災害対策本部等から、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を収集し、速やかに応援都道府県及び応援都道府県の後方支援本部に連絡する。

第2節 指揮支援部隊の進出

1 統括指揮支援隊は、原則として、航空小隊により、受援都道府県のヘリコプター離着陸場に向けて出動し、消防応援活動調整本部へ進出する。

2 指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県内の消防本部等へ進出する。ただし、札幌市消防局は航空小隊により進出する。なお、消防本部等の指定がない場合は、消防応援活動調整本部に進出し、その後、当該消防応援活動調整本部と調整の上、応援先を指定する。

3 航空指揮支援隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により消防庁又は指揮支援部隊長から指定された受援都道府県の活動拠点ヘリベースへ進出する。

第3節 都道府県大隊の進出

1 都道府県大隊（北海道大隊及び沖縄県大隊を除く。）の進出 都道府県大隊は、原則として、緊急輸送ルートを用いて、陸路により別表2-1、2-2の広域進出拠点へ出動し、その後、指定された受援都道府県の進出拠点へ進出する。なお、広域進出拠点へ到着するまでの間に進出拠点を指定された場合は、広域進出拠点へ立ち寄ることなく、直接、当該進出拠点へ進出する。

2 北海道大隊及び沖縄県大隊の進出 北海道及び沖縄県は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間フェリーによる隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、当該道県内の消防本部に進出手段を連絡する。連絡を受けた北海道大隊及び沖縄県大隊は、指定された海路で進出する。この場合、他機関との競合等により、都道府県での調整が困難と判断した場合は、消防庁に民間フェリーの調整を要請する。

3 遠方からの迅速な進出

(1) 消防庁は、空路又は海路による都道府県大隊の進出について、災害の状況により必要と判断した場合及び応援都道府県から要請があった場合は、緊急災害対策本部による総合調整の下、国土交通省、防衛省等と調整を行う。

(2) 消防庁は、災害の状況を踏まえ、別表5に示す民間航空機、自衛隊輸送機又は自衛隊艦艇による隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された空路又は海路で進出する。

4 孤立地域等が発生した場合の進出

- (1) 重点受援県は、具体計画において示されている孤立が想定されている地域（表7参照）において孤立地域等が発生した場合には、隊員及び資機材等の輸送可否、被災地における移手段及び後方支援体制の確保等を調整し、これらが確保できた後、該当する隊に対し、進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、指定された海路又は空路で進出する。なお、その他の地域において孤立地域等が発生した場合も同様に対応する。

【表7 具体計画において示されている孤立が想定されている地域】

津波浸水により陸路到達が難航すると見込まれる市町村		陸路以外のアクセス方法（例）	周辺の航空機用救助活動拠点（例）
高知県	土佐清水市	海路：大岐海岸（砂浜） 空路：土佐清水総合公園	宿毛市総合運動公園
高知県	安田町、馬路村	海路：安田川河口部（砂浜） 空路：大野台地ヘリポート	室戸広域公園
高知県	奈半利町、田野町、北川村	海路：奈半利港 空路：奈半利港緑地	室戸広域公園
高知県	室戸市	海路：室戸岬漁港 空路：室戸広域公園	室戸広域公園
高知県	東洋町	海路：白浜（砂浜） 空路：東洋町防災ヘリポート	野外交流の郷まぜのおか
和歌山県	太地町	空路：太地町町民グラウンド	新宮市民運動競技場
徳島県	海陽町	空路：野外交流の郷まぜのおか	野外交流の郷まぜのおか
愛媛県	愛南町	空路：第3号南予レクリエーション都市公園	第3号南予レクリエーション都市公園

- (2) 消防庁は、四国地方及び九州地方に陸路により迅速に進出できない場合には、別表5に示した民間フェリー又は自衛隊艦艇による隊員、車両及び資機材等の輸送可否を調整し、これらが確保できた後、応援都道府県又は応援都道府県の後方支援本部を通じて、該当する隊に進出手段を連絡する。連絡を受けた隊は、消防庁から指定された海路で進出する。

第6章 被災地外における地域医療搬送

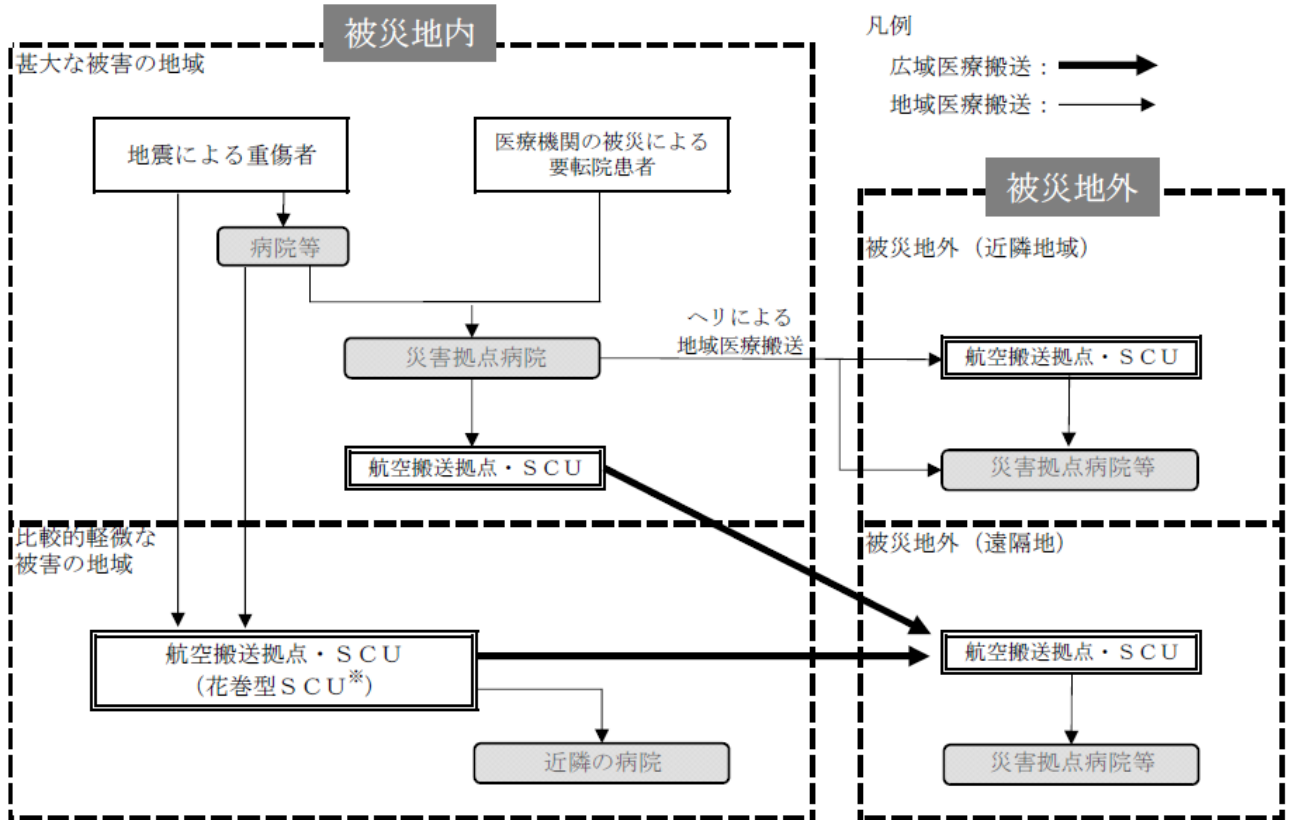
第1節 被災地外における地域医療搬送に必要な拠点

- 1 航空搬送拠点 広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、S C U（Staging Care Unit：航空搬送拠点臨時医療施設）が設置可能なものをいう（別表6、7参照）。

第2節 各機関の対応

- 1 消防庁は、被災地において発生した傷病者の搬送に伴い、被災地外の航空搬送拠点から災害拠点病院等への搬送手段の確保について、緊急災害対策本部から依頼を受けた場合、当該航空搬送拠点が存する都道府県に対して、この旨連絡し、搬送手段の確保について調整を依頼する。
- 2 上記1の依頼を受けた都道府県は、当該搬送手段の確保について、当該都道府県内の消防本部等と調整する。
- 3 上記2の調整結果を踏まえ、当該都道府県内の消防本部は、救急隊等を速やかに航空搬送拠点まで出動させる。なお、当該救急隊等の活動は、被災地において発生した傷病者への対応であることから、長官からの緊急消防援助隊の出動指示に基づく活動とみなす。

【図4 地域医療搬送、広域医療搬送の流れ（概念図）】



※ 東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

【別表1 重点受援県のヘリコプター離着陸場一覧】

都道府県	離着陸候補地1							離着陸候補地2						
	名称	所在地	離着陸場の広さ (長さ×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明 の有無	給油の 有無	名称	所在地	離着陸場の広さ (長さ×幅m)	着陸可能重量 (kg)	座標	夜間照明 の有無	給油の 有無
静岡県	駿府城公園	静岡市葵区駿府城公園	50m×50m		北緯34度58分35秒 東経138度28分5秒	無	無	与一安倍川河川敷	静岡市葵区与一6丁目地先	40m×80m		北緯35度9分58秒 東経138度22分9秒	無	無
愛知県	愛知県警察ヘリポート	名古屋市中区三の丸2-1-1	18m×15m	8,600kg	北緯35度10分40秒 東経136度54分16秒	有	無	名古屋飛行場	西春日井郡豊山町大字豊場			北緯35度15分18秒 東経136度55分28秒	有	有
三重県	三重県身体障害者 総合福祉センターの グラウンド	津市一舟田大古曾670-2	150m×120m		北緯34度45分22秒 東経136度29分58秒	無	無	久居高校グラウンド	津市戸木町3569-1	200m×150m		北緯34度49分30秒 東経136度29分47秒	無	無
和歌山県	和歌山県庁南別館屋上 ヘリポート	和歌山市湊通丁北1丁目2-1	21m×21m	5,400kg	北緯34度13分28秒 東経135度10分6秒	有	無	コスモパーク加太	和歌山市加太2362-12	100m×100m		北緯34度13分12秒 東経136度10分4秒	無	無
徳島県	徳島県警察ヘリポート	徳島市万代町2丁目5-1	20m×18m	4,000kg	北緯34度3分47秒 東経134度33分46秒	有	無	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	20m×20m	10,000kg	北緯34度3分56秒 東経134度33分49秒	有	無
香川県	香川県庁屋上	高松市番町西丁目1番10号	21m×20m	10,000kg	北緯34度20分24秒 東経134度2分35秒	有	無	高松空港	高松市香南町岡	2,620m×300m		北緯34度12分51秒 東経134度9分56秒	有	有
愛媛県	松山空港	松山市南吉田町2731番地	2,500m×45m		北緯33度49分26秒 東経132度42分8秒	有	有	愛媛県総合運動公園	松山市上野町乙46番地内	100m×70m		北緯33度46分5秒 東経132度47分56秒	無	無
高知県	高知県警察本部ヘリポート	高知市丸ノ内1丁目2番20号	21m×17m	6,500kg	北緯33度33分36秒 東経133度32分4秒	有	無	近森病院	高知市高知大川筋1丁目1-16	21m×21m	6,500kg	北緯33度33分53秒 東経133度32分27秒	有	無
大分県	大分県庁 (屋上ヘリポート)	大分市大手町3丁目1番1号	17m×15m	4,500kg	北緯33度14分18秒 東経131度36分45秒	無	無	大分県中央飛行場	豊後大野市大野町田代2392-2	800m×25m	5,400kg	北緯33度14分34秒 東経131度30分20秒	無	有
宮崎県	宮崎工業高校船本町 グラウンド	宮崎市船本町4-9	20m×20m		北緯31度55分17秒 東経131度28分49秒	無	無	宮崎生目の杜運動公園	宮崎市大字崎江4461	100m×100m		北緯31度56分44秒 東経131度22分32秒	無	無

【別表2-1 応援都道府県別広域進出拠点候補地一覧】

	都道府県大隊の登録隊数 ※1						広域進出拠点候補地		応援先（ケース別）				
	指揮 ※2	消火	救助	救急	後方支援	その他 ※3	計	最終ルート	SA・PA等	中部地方 が大きく被災	近畿地方 が大きく被災	四国地方 が大きく被災	九州地方 が大きく被災
北海道	8	167	27	91	39	48	380	その都度指定する。		長官が指示する。			
青森県	4	44	7	23	18	15	111	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	静岡県	静岡県	静岡県
岩手県	3	42	7	23	17	6	98	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	愛知県	愛知県	愛知県
宮城県	4	52	10	24	18	16	124	東名高速道路	足柄SA下り	三重県	三重県	三重県	三重県
秋田県	3	40	7	19	11	8	88	東名高速道路	足柄SA下り	愛知県	静岡県	愛知県	愛知県
山形県	3	28	7	18	15	3	74	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	三重県	三重県	三重県
福島県	5	52	8	36	19	11	131	東名高速道路	足柄SA下り	愛知県	三重県	和歌山県	和歌山県
茨城県	3	61	14	49	30	22	179	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
栃木県	3	39	11	27	17	8	105	東名高速道路	足柄SA下り	愛知県	和歌山県	高知県	高知県
群馬県	4	40	8	23	16	5	96	東名高速道路	足柄SA下り	三重県	徳島県	徳島県	徳島県
埼玉県	5	108	26	59	44	23	265	東名高速道路	足柄SA下り	静岡県	和歌山県	高知県	高知県
千葉県	4	100	24	64	49	34	275	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
東京都	3	175	14	59	35	39	325	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
神奈川県	4	97	22	71	34	56	284	東名高速道路	足柄SA下り	長官が指示する。			
新潟県	4	62	16	37	22	19	160	名神高速道路	養老SA上り	三重県	高知県	高知県	高知県
富山県	3	30	7	20	14	11	85	名神高速道路	菟津PA下り	和歌山県	和歌山県	和歌山県	高知県
石川県	3	29	5	15	16	12	80	名神高速道路	吹田SA下り	徳島県	徳島県	愛媛県	愛媛県
福井県	3	29	5	12	11	6	66	名神高速道路	吹田SA下り	香川県	香川県	香川県	香川県
山梨県	3	21	5	14	14	5	62	新東名高速道路	駿河湾沼津SA下り	長官が指示する。			
長野県	3	53	14	37	17	17	141	中央自動車道	内津峠PA下り	長官が指示する。			
岐阜県	4	55	14	38	16	7	134	東海北陸自動車道	川島PA上り	長官が指示する。			
滋賀県	3	25	6	14	12	6	66	名神高速道路	吹田SA下り	長官が指示する。			
京都府	4	46	10	21	13	16	110	名神高速道路	吹田SA下り	長官が指示する。			
大阪府	6	133	22	58	29	42	290	阪和自動車道	紀ノ川SA下り	長官が指示する。			
兵庫県	5	95	19	68	31	27	245	神戸淡路鳴門自動車道	淡路SA下り	長官が指示する。			
奈良県	3	24	7	20	12	7	73	国道24号・国道371号	橋本市運動公園	長官が指示する。			
鳥取県	3	19	3	7	7	5	44	岡山自動車道	高梁SA上り	愛媛県	高知県	高知県	大分県
島根県	2	23	6	21	8	5	65	山陽自動車道	福山SA上り	高知県	愛媛県	徳島県	宮崎県
岡山県	4	44	13	28	13	17	119	山陽自動車道	吉備SA下り	長官が指示する。			
広島県	3	61	12	39	22	20	157	山陽自動車道	小谷SA上り	長官が指示する。			
山口県	3	33	9	24	16	9	94	関門自動車道	壇之浦PA下り	長官が指示する。			
福岡県	7	53	15	40	28	29	172	大分自動車道	別府湾SA下り	長官が指示する。			
佐賀県	2	16	4	11	9	5	47	大分自動車道	別府湾SA下り	大分県	大分県	大分県	大分県
長崎県	3	33	7	21	10	4	78	大分自動車道	別府湾SA下り	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県
熊本県	4	34	12	27	15	16	108	宮崎自動車道	霧島SA下り	長官が指示する。			
鹿児島県	3	35	12	28	14	14	106	宮崎自動車道	霧島SA下り	長官が指示する。			
沖縄県	3	21	6	21	9	3	63	宮崎自動車道	霧島SA下り	長官が指示する。			

※1 登録隊数は、令和2年4月1現在の登録隊数（指揮支援部隊、航空部隊及び水上小隊を除く。）
 ※2 指揮隊の登録隊数は、都道府県大隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の合計値
 ※3 その他の登録隊数は、通信支援小隊、特殊災害小隊（毒劇物等対応小隊を除く。）及び特殊装備小隊の合計値

【別表2-2 広域進出拠点一覧】

都道府県	名称	進出ルート	住所	面積(m ²)	駐車台数(台)	給油設備				
						ガソリン	軽油	灯油	給油設備(レーン)	停電時の対応
岐阜県	養老SA(上り線)	名神高速道路	岐阜県養老郡養老町橋爪1475-1	30,000	大型車 62 普通車 106	80,000	40,000	-	8	-
岐阜県	川島PA(上り線)	東海北陸自動車道	岐阜県各務原市川島笠田町6丁目	5,776	大型車 25 普通車 52					
静岡県	足柄SA(下り線)	東名高速道路	静岡県駿東郡小山町603-18	6,200	大型車 242 普通車 324	70,000	30,000	-	12	非常発電
静岡県	駿河湾沼津SA(下り線)	新東名高速道路	静岡県沼津市根古屋919-1	21,493	大型車 111 普通車 133	40,000	60,000	-	10	-
愛知県	内津峠PA(下り線)	中央自動車道	愛知県春日井市西尾町1007-17	14,750	大型車 43 普通車 100	40,000	20,000	-	8	-
滋賀県	草津PA(下り線)	名神高速道路	滋賀県草津市笠山5丁目2	15,000	大型車 112 普通車 116	55,000	8,000	-	3	非常電源
大阪府	吹田SA(下り線)	名神高速道路	大阪府吹田市岸辺北4丁目7-1	22,000	大型車 65 普通車 108	50,000	30,000	-	8	非常電源
和歌山県	紀ノ川SA(下り線)	阪和自動車道	和歌山県和歌山市北野744-4	5,897	大型車 47 普通車 147	42,000	18,000	-	8	非常電源
和歌山県	橋本市運動公園	国道24号・国道371号	和歌山県橋本市北馬場454番地	5,000	普通車 100 ※大型車も駐車可					
兵庫県	淡路SA(下り線)	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県淡路市岩屋3118	20,000	大型車 105 普通車 352	45,000	15,000	-	4	-
岡山県	吉備SA(下り線)	山陽自動車道	岡山県岡山市北区今岡705	4,080	大型車 105 普通車 131	40,000	20,000	-	8	-
岡山県	高梁SA(上り線)	岡山自動車道	岡山県高梁市巨瀬町1163-5	3,800	大型車 20 普通車 40	30,000	10,000	-	2	-
広島県	福山SA(上り線)	山陽自動車道	広島県福山市津之郷町津之郷広瀬183-1	13,500	大型車 70 普通車 80	30,000	20,000	-	8	-
広島県	小谷SA(上り線)	山陽自動車道	広島県東広島市高屋町小谷5561	16,764	大型車 58 普通車 150	60,000	20,000	-	4	-
山口県	壇之浦PA(下り線)	関門自動車道	山口県下関市壇之浦町6-1	4,749	大型車 24 普通車 86					
大分県	別府湾SA(下り線)	大分自動車道	大分県別府市3677-46	6,700	大型車 18 普通車 109	40,000	40,000	-	4	-
宮崎県	霧島SA(下り線)	宮崎自動車道	宮崎県小林市細野4263番地232	26,400	大型車 22 普通車 50	26,000	24,000	-	4	発電設備

【別表3 進出拠点一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積 (㎡)	駐車台数(台)	当該拠点への進出ルート	給油事業名	所在地 【当該拠点からの距離】	ガソリン	軽油	灯油	給油設備 (レーン)の 数	事業者の対応
静岡県	足柄SA(下り線)	東名高速道路	静岡県駿東郡小山町003-18	6,200	大型車 242 普通車 324	東名高速道路下り	足柄SA下りSS 東京3レーン機	同拠点内	70,000	30,000	-	12	非常電源
静岡県	浜松SA(上り線)	新東名高速道路	静岡県浜松市北区大平36	22,215	大型車 82 普通車 92	新東名高速道路上り	浜松SA上りSS 西日本フード(株)	同拠点内	40,000	60,000	-	10	手動ポンプ
静岡県	浜名湖SA(下り線)	東名高速道路	静岡県浜松市北区三ヶ日町佐久間47-1	44,400	大型車 35 普通車 273	東名高速道路下り	(株)ENEOSウィンアップ 浜名湖SA下り給油所	同拠点内	90,000	60,000	-	12	発電機
静岡県	駿河湾沼津SA(下り線)	新東名高速道路	静岡県沼津市根古屋919-1	21,493	大型車 111 普通車 133	新東名高速道路下り	(株)西日本宇佐美東海支店駿河湾SA下り給油所	同拠点内	40,000	60,000	-	10	-
愛知県	豊田新城総合公園	国道257号	愛知県豊田市長谷字ヒヨイタ40	9,600	100以上	国道257号	Jアエ知東 Jセルフ長橋	同拠点内	30,000	15,000	15,000	4	非常電源
愛知県	豊橋PA(下り線)	東名高速道路	愛知県豊橋市富岡東川60-689	1,786	大型車 24 普通車 23	東名高速道路下り	サンフスマイト(株)DD豊田インター-S	同拠点内	70,000	30,000	10,000	5	非常電源
愛知県	豊橋公園	国道1号	愛知県豊橋市守橋町3	216,401	300以上	国道1号	愛知県豊橋市東山町2番地	同拠点内	22,500	12,500	-	2	手動ポンプ
愛知県	内津峠PA(下り線)	中央自動車道	愛知県春日井市西尾町1007-17	14,730	大型車 43 普通車 100	中央自動車道下り	(株)西日本宇佐美 中部支店内津峠PA下り給油所	同拠点内	40,000	20,000	-	8	-
愛知県	J/A愛知北山事業所	国道41号	愛知県大田守野地西4丁目1	5,963	100	国道41号	中央石油販売株式会社41号セルフ	同拠点内	50,000	20,000	10,000	8	-
愛知県	小牧市市民総合駐車場	国道155号	愛知県小牧市小牧二丁目107	22,164	100以上	名神高速道路 小牧IC	舞洲社	同拠点内	30,000	10,000	10,000	4	非常電源
愛知県	尾張一宮PA(上り線)	東名高速道路	愛知県一宮市丹陽町三ツ井東金庫2709	14,000	大型車 28 普通車 64	東名高速道路上り	オースロニッセキ(株)	同拠点内	40,000	10,000	10,000	8	非常電源
愛知県	愛知第一宮総合運動場	国道155号	愛知県一宮市千秋町佐野字向敷756	106,000	450	国道155号	株式会社R05フロンティア00セルフ一宮名越店	同拠点内	40,000	20,000	10,000	6	非常電源
愛知県	浮戸公園	愛知県道65号	愛知県蟹江町浮戸丁29	16,013	300以上	東名阪自動車道 蟹江IC	(株)西日本宇佐美 東海支店蟹江インターSS	同拠点内	28,500	28,800	9,600	10	-
三重県	大山田PA(上り線)	東名阪自動車道	三重県桑名市柳屋新田15	7,500	大型車 38 普通車 96	東名阪自動車道上り	桑名市消防署大山田分署	同拠点内	600	-	-	1	手動ポンプ
三重県	大山田PA(下り線)	東名阪自動車道	三重県桑名市柳屋新田地	7,500	大型車 38 普通車 92	東名阪自動車道下り	桑名市消防署大山田分署	同拠点内	600	-	-	1	手動ポンプ
三重県	桑名市総合運動公園	三重県道142号	三重県桑名市芳ヶ崎1859-4	15,000	100	岐阜県から国道254号	桑名市消防署大山田分署	同拠点内	600	-	-	1	手動ポンプ
三重県	津坂ソフトボール場	三重県道64号	三重県四日市市大矢知町大沢1981番地の25	206,784	250	東名阪自動車道 四日市東IC	四日市市消防署	同拠点内	3,000	6,500	-	1	手動ポンプ
三重県	藤原文化センター	国道306号・365号	大矢知町いなべ下藤原町市場493-1	15,000	50	滋賀県から国道306号 岐阜県から国道365号	桑名市消防署員幸北分署	同拠点内	-	600	-	1	手動ポンプ
三重県	亀山PA(下り線)	東名阪自動車道	三重県亀山市市気町805-1	20,700	大型車 39 普通車 180	東名阪自動車道	丸紅エネルギー西日本フード株式会社亀山インターSS	同拠点内	30,000	75,000	5,000	10	-
三重県	名阪上野ドライブイン	国道25号(名阪国道)	三重県伊賀市大内2017	14,095	大型車 44 普通車 180	奈良県から名阪国道大内IC	アポロ興産様上野インター給油所	同拠点内	38,400	19,200	9,600	4	非常電源
三重県	紀北PA(上下線)	紀勢自動車道	三重県紀北郡紀伊長島区三浦字下7-20067-7	6,300	大型車 12 普通車 30	紀勢自動車道	コスモ石油 伊藤石油三浦SS	同拠点内	38,400	9,600	9,600	3	手動ポンプ
三重県	山崎運動公園	三重県道141号	三重県熊野市有町4520-325	106,400	200	和歌山県・奈良県から国道169号	三重交通商事株式会社熊野高気支店	同拠点内	20,000	40,000	20,000	2	手動ポンプ
和歌山県	橋本市運動公園	国道24号・国道371号	和歌山県橋本市北馬場454番地	5,000	100	奈良県から京奈和自動車道、国道23及び市道大原町から国道371及び市道	J/A給油所	同拠点内	30,000	30,000	20,000	2	手動ポンプ
和歌山県	紀ノ川SA(下り線)	阪和自動車道	和歌山県和歌山市北野744-4	5,897	大型車 47 普通車 147	大阪府から阪和自動車道下り	JX日鉄石油エネルギー(株)	同拠点内	42,000	18,000	-	8	非常用電源

【別表3 進出拠点一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積 (㎡)	駐車台数(台)	当該拠点への進出ルート	給油事業名	所在地 【当該拠点からの距離】	ガソリン	軽油	灯油	給油設備 (レーン)の 数	事業者の対応
和歌山県	田辺エスコープパーク	阪和自動車道	和歌山県田辺市上の一丁目23番1-1号	208,000	276	阪和自動車道 南紀田辺ICから国道42号田辺バイパスを横断し田辺市道	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	徳島県消防学校	国道11号	徳島県板野郡北島町綱島165	33,543	100	徳島自動車道 鳴門ICから国道11号	藤原商事(株)下タードドライブイン北島店	同拠点内	30,000	30,000	10,000	6	非常電源
徳島県	鳴門西PA(上り線)	高松自動車道	徳島県鳴門市大塚町51-3	2,600	大型車 14 普通車 17	香川県から高松自動車道	大石石油	同拠点内	14,400	14,400	99,600	2	手動ポンプ
徳島県	志賀川SA(上り線)	徳島自動車道	徳島県三好郡志賀町1377	40,000	大型車 13 普通車 29	高松県から徳島自動車道	徳島自動車道上り太陽石油SS	同拠点内	45,000	15,000	-	4	手動ポンプ
徳島県	緑のエスコープ公園	徳島自動車道	徳島県阿波市土成町上成字北郷1	3,500	40 (普通車80)	徳島自動車道 土成ICから徳島県道139号	森石油	同拠点内	28,800	15,000	20,000	6	非常電源
香川県	白鳥中央公園	国道11号	香川県高松市がむら市場1101	88,000	200	高松自動車道	竹本石油(株)ニュー白鳥	同拠点内	36,200	13,000	9,600	5	-
香川県	まんのう町南公民館	国道438号	香川県仲多度郡まんのう町中通875	3,940	50	国道438号	Jア香川エネルギーサービス	同拠点内	28,800	20,000	10,000	4	-
香川県	瀬戸大橋記念公園	坂出市道香の州南本線	香川県坂出市香の州緑町9-12	62,260	500	瀬戸中央道・高松自動車道、国道438号	横井石油ニュー版ISS	同拠点内	38,000	24,000	14,000	6	非常電源
香川県	森の丘公園	国道377号	香川県観音寺市大野原町丸井2139-1	11,300	90	高松自動車道、国道377号	舞洲商店	同拠点内	22,000	8,000	10,000	6	手動ポンプ
愛媛県	馬宮PA(上り線)	高知自動車道	愛媛県四国中央市新宮町高立2番地	5,600	大型車 14 普通車 16	高松県から高知自動車道	内田石油種サンファースト金生SS	同拠点内	18,000	30,000	48,000	10	非常電源
愛媛県	上分PA(下り線)	松山自動車道	愛媛県四国中央市上分町宇谷乙17-68	11,328	大型車 9 普通車 19	香川、徳島県から高松自動車道	内田石油種サンファースト金生SS	同拠点内	18,000	30,000	48,000	10	非常電源
愛媛県	四国中央市消防本部	国道11号	愛媛県四国中央市曾根町500	6,400	70	国道11号バイパス	トクワタ商事株式会社給油所	同拠点内	40,000	10,000	10,000	6	非常電源
愛媛県	道の駅 始末S C パーク	国道317号	愛媛県今治市始末町1668-1	6,900	100	広島県から西高自動車道、国道317号線	村上石油始末大橋給油取扱所	同拠点内	25,000	13,000	12,000	5	非常電源
愛媛県	久万高岡町役場緑支所	国道33号	愛媛県上浮穴郡久万高岡町神井973	970	50	高松県から国道33号線	高橋石油	同拠点内	12,480	6,720	9,600	2	手動ポンプ
愛媛県	松山中央公園	国道33号	愛媛県松山市坪西町625-1	40,000	1,200	松山自動車道、国道33号(高松県側のみ)	土原成商(株)松山支店	同拠点内	34,000	60,000	10,000	5	-
愛媛県	宇和和文化館駐車場	国道56号	愛媛県西予市宇和町第2丁目3日44	9,300	70	香川県、高松県、徳島県から松山自動車道	三原産業(株)宇和れんげSS	同拠点内	40,000	20,000	20,000	6	非常電源
高知県	大杉農村広場	国道32号	高知県長岡郡大豊町中村大1056	2,000	50	香川県、徳島県から国道32号	(有)菅原石油	同拠点内	19,200	9,600	9,600	3	手動ポンプ
高知県	道の駅 木の香	国道194号	高知県高岡郡いの町委園 225-24	9,167	60	愛媛県からしまなみ街道、国道194号	(有)廣田石油店	同拠点内	19,200	19,200	9,600	5	手動ポンプ
高知県	南国SA(下り線)	高知自動車道	高知県南国市岡豊町小瀬字大谷2102番地2	7,074	大型車 20 普通車 61	徳島、松山から高松自動車道、高知自動車道	太陽石油(株)	同拠点内	45,000	15,000	15,000	2	非常電源
高知県	田舎川中学校グラウンド	国道33号	高知県高岡郡神前町大塚300番地	7,000	100	愛媛県から国道33号	コスモス農産仁度川給油所	同拠点内	25,000	12,000	12,000	2	非常電源
高知県	太郎公園	国道197号	高知県高岡郡神前町太郎川3759-3	5,023	100	愛媛県から国道197号	(有)神原石油	同拠点内	20,000	19,200	10,000	2	手動ポンプ
大分県	別府湾SA(下り線)	大分自動車道	大分県別府市大字内蔵字山3677-46	6,700	大型車 18 普通車 109	大分自動車道下り	エネオス別府湾SA S S	同拠点内	40,000	40,000	-	4	-
大分県	大分スポーツ公園	大分自動車道	大分県大分市大字風尾1351番地	80,572	5,828	大分自動車道 大分東長ICから国道197号線	熊九用エナジー九州石油ドーム別府	同拠点内	48,000	18,000	30,000	4	-
大分県	佐伯市総合運動公園	東九州自動車道	大分県佐伯市大字長谷2614番地外	19,000	600	東九州自動車道 佐伯突地IC	(株)山岸 豊南給油所	同拠点内	40,000	15,000	15,000	6	非常電源

【別表3 進出拠点一覧】

都道府県	名称	最終ルート	住所	面積 (㎡)	駐車台数(台)	当該拠点への進出ルート	給油事業名	所在地 【同拠点からの距離】	ガソリン	軽油	灯油	給油設備 (レーン)の 数	非常時の対応
大分県	竹田市総合運動公園	国道502号	大分県竹田市大字竹田1320番地	29,600	250	熊本県から国道57号	東九州石油㈱ 竹田天神 S S 友忠商事㈱ セルフ竹田給油所	大分県竹田市大字竹田1526 【0.7km】 大分県竹田市大字南田川1661番地 【0.9km】	30,000	20,000	10,000	4	—
大分県	大森総合運動公園	国道10号	大分県中津市加来2282-27	73,000	138	福岡県から国道10号	(有) 合林石油店 宮末給油所	大分県中津市大字上宮本495-1 【4.5km】	29,000	10,000	10,000	4	非常取扱い
大分県	大原グランド	国道212号	大分県日田市市島1丁目12-8	19,258	100	大分自動車道 日田ICから市道田島大原通り線	(有) 日高石油	大分県日田市上城内町1-22 【1.5km】	15,000	10,000	15,000	4	非常取扱い
宮崎県	西園総合運動公園	宮崎県道241号線	宮崎県延岡市西園町1丁目2800	100,000	600	北方町総合支所から国道218号	パティール宮崎 247大貫給油所	宮崎県延岡市大貫町2丁目1080-1 【0.5km】	60,000	20,000	20,000	10	非常取扱い
宮崎県	高千穂総合公園	国道218号	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1498	16,190	300	国道218号線を高千穂方面へ総合公園交差点を右折	新光石油(有)	宮崎県高千穂町大字三田井1732-60 【1km】	40,000	20,000	30,000	4	非常取扱い
宮崎県	都城市公設地方卸売市場	国道10号	宮崎県都城市志比田町5571番地1	92,000	600	熊本県から九州自動車道	江夏石油(株) 都城インターチェンジ店	宮崎県都城市都北町7682-2 【4.9km】	68,000	28,000	20,000	6	非常取扱い
宮崎県	霧島SA(下り線)	宮崎自動車道	宮崎県小林市御野4263番地232	26400	大型車普通車 22 50	福岡県・長崎県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県から九州自動車道 及びのJCTから宮崎自動車道下り	株式会社西日本石油 霧島SA下りS	同地点内	26,000	24,000	—	4	発電設備

【別表4 航空機用救助活動拠点※1】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途※2	座標
福島県	福島空港	福島県玉川村	福島県	航空機の駐機・給油等	北緯37度13分08秒 東経140度25分51秒
茨城県	茨城空港 (航空自衛隊百里基地)	茨城県小美玉市	茨城県 (防衛省)	航空機の駐機等	北緯36度10分40秒 東経140度24分28秒
埼玉県	ホンダエアポート	埼玉県桶川市	本田航空㈱	航空機の駐機・給油等	北緯35度58分30秒 東経139度31分02秒
埼玉県	航空自衛隊入間基地	埼玉県狭山市	防衛省	航空機の駐機・給油等	北緯35度50分40秒 東経139度24分20秒
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機等	北緯35度42分39秒 東経139度24分9秒
東京都	東京ヘリポート	東京都江東区	東京都	航空機の駐機・給油等	北緯35度38分10秒 東経139度50分20秒
新潟県	新潟空港	新潟県新潟市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯37度57分21秒 東経139度06分40秒
富山県	富山空港	富山県富山市	富山県	航空機の駐機・給油等	北緯36度38分54秒 東経137度11分13秒
石川県	小松飛行場 (航空自衛隊小松基地)	石川県小松市	防衛省	航空機の駐機等	北緯36度24分10秒 東経136度25分16秒
福井県	福井空港	福井県坂井市	福井県	航空機の駐機・給油等	北緯36度08分23秒 東経136度13分26秒
長野県	松本空港	長野県松本市	長野県	航空機の駐機・給油等	北緯36度10分00秒 東経137度55分20秒
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	岐阜県各務原市	防衛省	航空機の駐機等	北緯35度23分45秒 東経136度52分8秒
静岡県	愛鷹広域公園	静岡県沼津市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度9分20秒 東経138度51分11秒
静岡県	静岡空港 (富士山静岡空港)	静岡県牧之原市	富士山静岡 空港(株)	航空機の駐機・給油等	北緯34度47分46秒 東経138度11分20秒
静岡県	小笠山総合運動公園	静岡県袋井市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度44分32秒 東経137度58分12秒
静岡県	航空自衛隊浜松基地	静岡県浜松市	防衛省	航空機の駐機等	北緯34度48分46秒 東経138度17分44秒
静岡県	湖西運動公園	静岡県湖西市	湖西市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度43分8秒 東経137度30分48秒
愛知県	赤羽根文化広場	愛知県田原市	田原市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度37分30秒 東経137度13分15秒
愛知県	岡崎中央総合公園	愛知県岡崎市	岡崎市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度56分58秒 東経137度13分3秒
愛知県	半田運動公園	愛知県半田市	半田市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度53分57秒 東経136度53分0秒
愛知県	刈谷市総合運動公園	愛知県刈谷市	刈谷市	空からの救出救助・消火活動等	北緯35度1分7秒 東経137度0分38秒
愛知県	名古屋飛行場 (航空自衛隊小牧基地)	愛知県豊山町	愛知県 (防衛省)	航空機の駐機・給油等	北緯35度15分01秒 東経136度55分58秒
三重県	古里公園	三重県明和町	明和町	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度32分34秒 東経136度36分30秒
三重県	熊野市山崎運動公園	三重県熊野市	熊野市	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度51分59秒 東経136度4分32秒
大阪府	八尾空港 (陸上自衛隊八尾駐屯地)	大阪府八尾市	国土交通省 (防衛省)	航空機の駐機・給油等	北緯34度35分48秒 東経135度36分00秒
兵庫県	神戸空港	兵庫県神戸市	神戸市	航空機の駐機・給油等	北緯34度37分58秒 東経135度13分24秒
和歌山県	新宮市民運動競技場	和歌山県新宮市	新宮市	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度41分17秒 東経135度58分6秒
和歌山県	南紀白浜空港	和歌山県白浜町	和歌山県	航空機の駐機・給油等	北緯33度39分44秒 東経135度21分50秒
和歌山県	コスモパーク加太	和歌山県和歌山市	和歌山県	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度16分46秒 東経135度05分43秒
和歌山県	橋本市運動公園	和歌山県橋本市	橋本市	空からの救出救助・消火活動等	北緯34度20分04秒 東経135度36分59秒
和歌山県	旧南紀白浜空港跡地	和歌山県白浜町	和歌山県 白浜町	空からの救出救助・消火活動等	北緯33度40分3秒 東経135度21分17秒

【別表4 航空機用救助活動拠点^{※1}】

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途 ^{※2}	座標
鹿児島県	鹿児島空港	鹿児島県霧島市	国土交通省	航空機の駐機・給油等	北緯31度48分9秒 東経130度43分7秒

※1 航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大規模回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、おおむね10ha以上の敷地面積を有するもの(周辺に10ha以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。)から選定

※2 用途は、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記

【別表5 陸路以外の主な進出手段】

対応が想定される状況	手段	候補ルート		備考	
		出発地	到着地		
北海道大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	函館港	大間港	所要時間 約1時間30分	
			青森港	所要時間 約3時間50分	
			八戸港	所要時間 約7時間	
		苫小牧西港	仙台港→名古屋港	所要時間 約40時間	
			大洗港	所要時間 約19時間	
			(秋田港→新潟港→)敦賀港	所要時間 約19時間	
苫小牧東港	舞鶴港	所要時間 約20時間			
	新潟港	所要時間 約18時間			
小樽港					
沖縄県大隊の進出 (第5章第3節2の対応)	民間フェリー	那覇港	鹿児島港	所要時間 約25時間30分	
			志布志港→(東京港)	所要時間 約18時間(那覇港→志布志港)	
北海道大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	新千歳空港	静岡空港	被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出	
			中部国際空港		
			徳島空港		
			高松空港		
			高知空港		
			松山空港		
沖縄県大隊の迅速な進出 (第5章第3節3の対応)	民間航空機	那覇空港	中部国際空港		
			松山空港		
			高知空港		
			宮崎空港		
関東地方の大隊の迅速な進出 ^{※1} (第5章第3節3の対応)	自衛隊輸送機 (C-130、C-1、CH-47)	人間基地	南紀白浜空港	隊員、資機材のみを輸送する場合は、被災地における移動手段、後方支援体制等が確保できた上で進出	
			松山空港		
			高松空港		
			小牧基地		
北海道大隊が迅速に進出する場合 (第5章第3節3の対応)		千歳基地	高松基地		
			南紀白浜空港		
青森県大隊が迅速に進出する場合 (第5章第3節3の対応)		三沢飛行場	小牧基地		
沖縄県大隊が迅速に進出する場合 (第5章第3節3の対応)		那覇空港	福岡空港		
四国地方及び九州地方に陸路により迅速に進出できない場合の進出 (第5章第3節4の対応)	民間フェリー	和歌山港	徳島港	所要時間 約2時間	
			大阪港	所要時間 約8時間	
			神戸港	所要時間 約4時間	
			神戸港	所要時間 約7時間	
			宇野港	(宮浦港→)高松港	所要時間 約1時間30分
			柳井港	松山港	所要時間 約2時間30分
			徳山港	竹田津港	所要時間 約2時間
			(東京港→)徳島港	新門司港	所要時間 約15時間(徳島港→新門司港)
			松山港	小倉港	所要時間 約7時間5分
			八幡浜港	別府港	所要時間 約2時間50分
			八幡浜港	臼杵港	所要時間 約2時間25分
				自衛隊輸送機	緊急災害対策本部を通じて調整

※1 災害の状況を踏まえ、自衛隊空輸基準を満たす救助工作車IV型等(隊員を含む。)の空輸を行う。

※2 土佐清水分屯地基地については、ヘリコプターのみ離着陸可能

【別表6 被災地内の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
山梨県	小瀬スポーツ公園(補助競技場)		○
長野県	松本空港	○	○
長野県	犀川第2緑地		○
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	○	○
静岡県	愛鷹広域公園		○
静岡県	静岡空港	○	○
静岡県	航空自衛隊浜松基地	○	○
愛知県	名古屋飛行場(航空自衛隊小牧基地)	○	○
三重県	三重大学グラウンド		○
三重県	三重県立看護大学(グラウンド及び体育館)		○
三重県	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)ヘリポート及びサンアリーナ		○
滋賀県	滋賀医科大学グラウンド及び体育館		○
滋賀県	滋賀県立大学未利用地及び多目的ホール		○
京都府	京都御苑		○(一部)
大阪府	八尾空港		○
大阪府 兵庫県	大阪国際空港	○	○
兵庫県	神戸空港	○	○
兵庫県	但馬飛行場		○
兵庫県	三木総合防災公園		○
奈良県	橿原運動公園		○
和歌山県	南紀白浜空港	○	○
和歌山県	コスモパーク加太(和歌山県消防学校)		○
和歌山県	橋本市運動公園		○
和歌山県	新宮市民運動競技場		○
岡山県	岡山空港	○	○
広島県	広島空港	○	○
山口県	山口宇部空港	○	○
徳島県	あすたむらんど徳島		○
徳島県	徳島飛行場(海上自衛隊徳島航空基地)	○	○
徳島県	西部健康防災公園		○
香川県	高松空港	○	○
愛媛県	松山空港	○	○
高知県	安芸市総合運動場		○
高知県	高知大学医学部		○
高知県	宿毛市総合運動公園		○
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	奈多ヘリポート		○
福岡県	北九州空港	○	○
熊本県	熊本空港(陸上自衛隊高遊原分屯地を含む。)	○	○
大分県	大分空港	○	○

【別表6 被災地内の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

【別表7 被災地外の航空搬送拠点候補地】

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼
北海道	新千歳空港	○	○
北海道	航空自衛隊千歳基地	○	○
北海道	札幌飛行場（陸上自衛隊丘珠駐屯地）	○	○
青森県	青森空港	○	○
岩手県	花巻空港	○	○
宮城県	仙台空港	○	○
宮城県	航空自衛隊松島基地	○	○
宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地		○
山形県	山形空港	○	○
山形県	庄内空港	○	○
福島県	福島空港	○	○
茨城県	航空自衛隊百里基地	○	○
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	○	○
群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地		○
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 （有明の丘地区）		○
東京都	東京国際空港	○	○
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地		○
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○
新潟県	新潟空港	○	○
富山県	富山空港	○	○
石川県	小松飛行場（航空自衛隊小松基地）	○	○
福井県	福井空港		○
鳥取県	鳥取空港	○	○
鳥取県	倉吉市営陸上競技場		○
鳥取県	美保飛行場（航空自衛隊美保基地）	○	○
鳥取県	鳥取県消防学校		○
島根県	出雲空港	○	○
佐賀県	佐賀空港	○	○
長崎県	長崎空港	○	○

4 ボランティア活動関係資料

(1) 赤十字防災ボランティア活動推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、赤十字防災ボランティア活動の推進に関する必要な事項を定め、安全で有効な活動を期することを目的とする。

(防災ボランティアの定義)

第2 本要綱において「防災ボランティア」とは、災害時に日本赤十字社の調整の下に被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人及び団体をいう。防災ボランティアには、次の3種類がある。

① 赤十字奉仕団員

② 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体

③ 災害発生時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

(防災ボランティアの活動内容)

第3 防災ボランティアは、赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行う。

(関係機関との連絡体制の確保)

第4 防災ボランティア活動を有効的に推進するためには、活動場所、活動内容、受入等について詳細な情報を必要とするので、本社及び支部は常に関係機関との緊密な連絡体制の維持に努める。

(赤十字奉仕団員等への勧奨)

第5 本社及び支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、防災ボランティア活動への組織的な活動を促し、防災ボランティア活動の中心的な役割を担えるような体制を整える。

(赤十字奉仕団員以外の個人又は団体に対する訓練・研修)

第6 上記第2の②に規定されている個人又は団体に属する訓練・研修について、本社及び支部は適宜研修会等を開催し、又は講師を派遣する等、できる限りの便宜を図る。

(防災ボランティアの登録)

第7 防災ボランティアについては、本社及び支部において、別に定めるところにより予め登録する。この場合、各人の特殊技能等による機能別照会についても考慮しておくこととする。

(災害発生時の防災ボランティア受入れ)

第8 上記第2の③に規定されているような、災害発生時に防災ボランティアとしての活動を申し出る者については、活動に先立って、登録の上、その業務内容等に関する研修、訓練等を行うこととし、特に安全性については十分に配慮する。

(防災ボランティア・リーダーの養成)

第9 本社は、災害時に防災ボランティアの活動を円滑かつ安全に行うため、これらの連絡・調整にあたる防災ボランティア・リーダーを養成する。対象者は、別途定める資格要件に基づき、本社及び各支部が選定する。各支部は、地域の特性等について十分考慮のうえ、必要な人数のリーダーを確保する。

(防災ボランティア地区リーダーの養成)

第10 各支部はリーダーを補佐する地区リーダーを養成し、各都道府県支部の各地区・分区に最低1名を確保するよう努める。

(装備)

第11 防災ボランティアが活動の際着用する服装、装備や資機材等については、本社及び支部において予め整備する。

(2) ボランティア活動推進のための五者懇談会設置運営要領

(目的)

第1 ボランティア活動は、社会の一員として何かのために役立ちたいという善意と自発性に基づいた活動で、福祉、文化、教育など幅広い分野に及ぶ。

本県のボランティア活動を推進するためには、行政と民間がお互いに連携しながら、いわゆる「公私協働」というかたちで進めていく必要がある。

この「公私協働」の連携をより一層深めるため、「ボランティア活動推進のための五者懇談会」(以下、「五者懇」という。)を設置するものとする。

(構成)

第2 五者懇は、次に掲げる機関を持って構成する。

- (1) 県(福祉保健総務課、県民生活総務課)
- (2) 県教育委員会(義務教育課、社会教育課)
- (3) 県社会福祉協議会
- (4) 県ボランティア協会
- (5) (社) 青少年育成山梨県民会議

(開催)

第3 五者懇は、年2回の定例会(5月・2月)を開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時の会議を開催することができるものとする。

(協議)

第4 五者懇は、次のことについて協議等を行う。

- (1) 構成機関が行うそれぞれの事業について
- (2) 構成機関が連携を必要とする事業について
- (3) 構成機関から提案されるテーマについて
- (4) その他のボランティア活動を推進するために必要な事項について

(運営)

第5 五者懇の運営は、この構成機関の持ち回りによって行い、それぞれ座長を務めるものとする。

(その他)

第6 その他必要な事項が生じた場合には、構成機関が協議して決めるものとする。

この要領は、平成5年2月2日から施行する。

(3) 防災ボランティア活動の推進・役割分担

1 県

- (1) 災害発生時のボランティア関係機関団体連絡会議の招集
- (2) ボランティアに対する被災地のニーズ把握と情報提供
- (3) 防災ボランティア・コーディネーターの養成と登録

2 山梨県社会福祉協議会

- (1) 山梨県災害救援ボランティア本部の運営体制強化
- (2) 市町村社協職員、ボランティアを対象とした災害ボランティアセンター設置・運営研修会の実施
- (3) 全国社会福祉協議会及び関東甲信越静ブロック都県社協との連携強化
- (4) 市町村社会福祉協議会災害時相互支援体制の強化

3 山梨県共同募金会

- (1) 義援金の募集

4 日本赤十字社山梨県支部

- (1) 防災ボランティアの登録・研修
- (2) 災害発生時の防災ボランティア（主に救護活動を行う）の受け入れ
- (3) 防災ボランティア・リーダー及び地区リーダーの養成
- (4) 義援金の募集

5 山梨県障害者福祉協会

- (1) 各団体代表者等による検討会及び研修会の開催
- (2) 障害者の連絡網の整備（各団体役員、障害者相談所の活用）
- (3) 災害発生時の障害者情報の伝達（ノーマネットの活用）

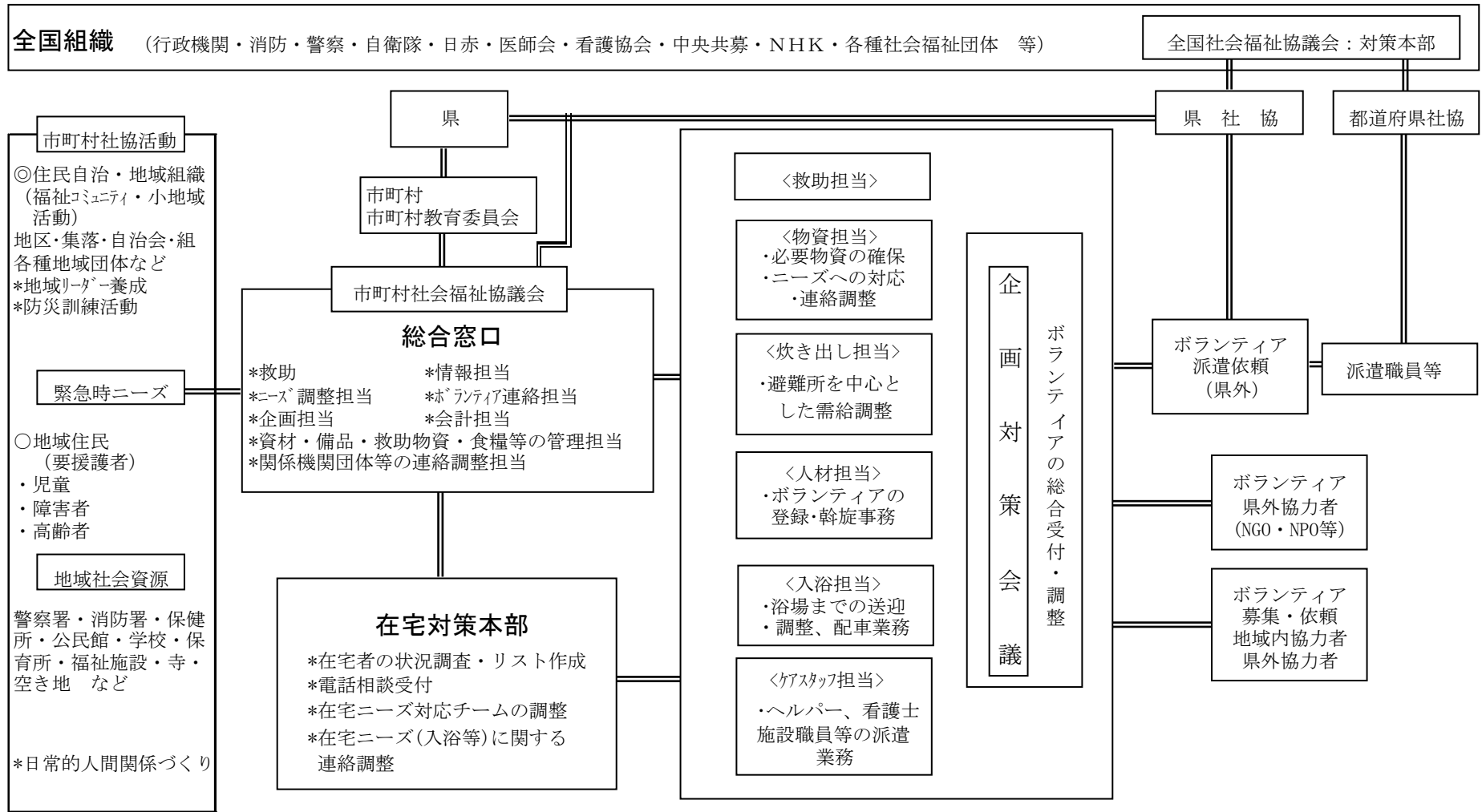
6 山梨県ボランティア協会

- (1) 市民の防災意識の啓発（備えなど）
- (2) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり
- (3) 災害・防災ボランティア・NPOの研修、訓練
- (4) 防災を目的とするアマチュア無線のネットワークづくり、交流、研修、訓練

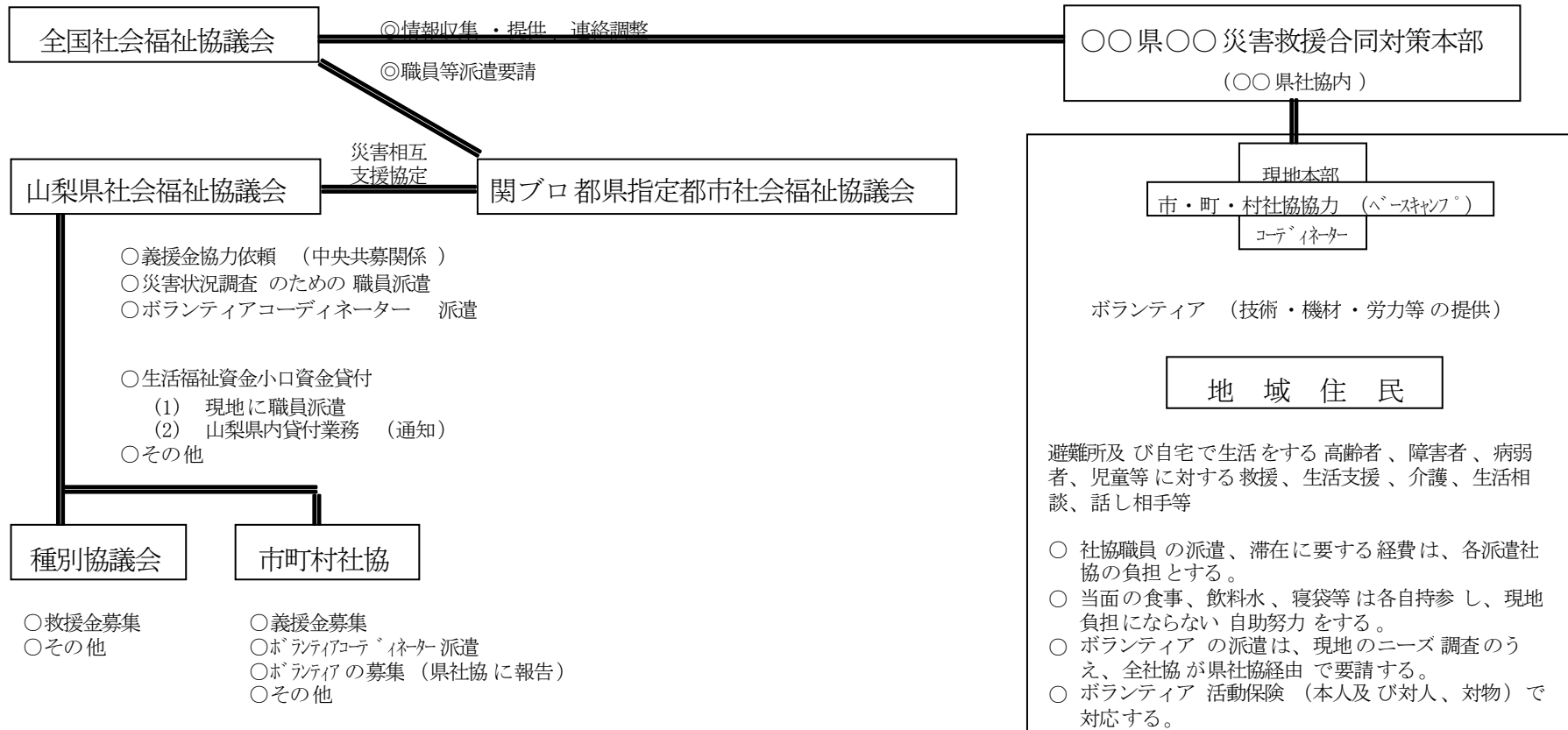
<災害時には>

- (5) 防災を目的とするアマチュア無線との連携による情報収集、発信
- (6) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等）
- (7) ボランティア・NPOのコーディネートと支援
- (8) 山梨災害ボランティア連絡会議との連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携

本県で災害が発生した場合の県・市町村社協活動を基盤とした在宅福祉支援システム



他県で災害が発生した場合の県・市町村社協活動を基盤とした在宅福祉支援システム



5 医療救援関係資料

(1) 病院一覧表

令和8年1月5日現在

番号	保健所	施設名	〒	所在地	電話	FAX	使用許可病床						開設者	診療科目	開設年月日
							精神	感染症	結核	療養	一般	合計			
1	甲府	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	400-0006	甲府市天神町11-35	055-253-6131	055-251-5597			6		270	276	独立行政法人国立病院機構	内、呼内、循内、消内、神内、糖内、外、消外、整、脳、小、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、精、歯	S20.12.1
2	甲府	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	400-0027	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011	4	2	16		622	644	地方独立行政法人山梨県立病院機構	内(呼、消、循、腎、血、糖泌、リ・膠)、精、神内、小、新、乳外、呼外、消外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯口	S45.10.15
3	甲府	市立甲府病院	400-0832	甲府市増坪町366	055-244-1111	055-220-2650		6			393	399	甲府市	内、呼内、消内、循内、腎内、内泌内、糖内、神内、精、小、外、消外、乳外、内泌外、呼外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、病診、麻、歯口、緩ケ内、救	H11.5.3
4	甲府	独立行政法人地域医療機能推進機構 山梨病院	400-0025	甲府市朝日3-11-16	055-252-8831	055-253-4735					168	168	独立行政法人地域医療機能推進機構	内、脳内、呼内、消内、循内、外、整、皮、肛外、婦、耳、リハ、放、麻、血内、内泌代、消外、乳外、病診、リ	H25.5.1
5	甲府	医療法人山角会 山角病院	400-0007	甲府市美咲1-6-10	055-252-2219	055-251-3486	209					209	医療法人山角会	精、神内	T11.11.20
6	甲府	医療法人小宮山会 黄川整形外科病院	400-0066	甲府市新田町10-26	055-228-6381	055-228-6550					53	53	医療法人小宮山会	整、リハ、麻	S55.8.1
7	甲府	医療法人八香会 湯村温泉病院	400-0073	甲府市湯村3-3-4	055-251-6111	055-251-6161			39	151	190	190	医療法人八香会	内、呼内、循内、外、整、脳、脳内、ア、リハ、放、消内、歯	S56.7.4
8	甲府	医療法人慈光会 甲府城南病院	400-0831	甲府市上町753-1	055-241-5811	055-241-8660				224	74	298	医療法人慈光会	内、呼内、消内、循内、脳、心血、リハ、放	S55.9.30
9	甲府	医療法人慶友会 城東病院	400-0861	甲府市城東4-13-15	055-233-6411	055-233-6409			62		62	62	医療法人慶友会	内	S58.11.16
10	甲府	医療法人社団篠原会 甲府脳神経外科病院	400-0805	甲府市酒折1-16-18	055-235-0995	055-226-9521					70	70	医療法人篠原会	脳内、脳、歯、歯口、放、リハ、整	S59.1.23
11	甲府	甲府共立病院	400-0034	甲府市宝1-9-1	055-226-3131	055-226-9715					283	283	公益社団法人山梨勤労者医療協会	内、呼内、循内、消内、糖内、腎内、脳内、透内、小、外、整、呼外、消外、乳外、心血、小外、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、麻、精、救、病診、臨検、肛外	S36.2.1
12	甲府	公益財団法人住吉信成会 住吉病院	400-0851	甲府市住吉4-10-32	055-235-1521	055-235-1507	249					249	公益財団法人住吉信成会	精、神	S30.11.16
13	甲府	公益財団法人リヴィーズ HANAZONOホスピタル	400-0001	甲府市和田町2968	055-253-2228	055-253-8257	229					229	公益財団法人リヴィーズ	精、神	S30.8.11
14	甲府	医療法人恵信会 恵信甲府病院	400-0814	甲府市上阿原町338-1	055-223-7333	055-223-7337			150		150	150	医療法人恵信会	内、外、リハ	H11.10.4
15	中	国立大学法人山梨大学 山梨大学医学部附属病院	409-3821	中央市下河東1110	055-273-1111	055-273-7108	32				578	610	国立大学法人山梨大学	内、消内、循内、呼内、糖泌内、腎内、神内、血・腫、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、脳、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放治、放診、歯口、病診、救、リハ、リハ、整	S58.4.1
16	北	医療法人武川会 武川病院	409-3852	昭和町飯喰1277	055-275-7311	055-275-4562					45	45	医療法人武川会	内、消、外、整、肛、放、麻、呼外、心血、循	H1.6.1
17	北	医療法人甲療会 赤坂台病院	400-0111	甲斐市竜王新町2150	055-279-0111	055-279-3912			52	48	100	100	医療法人甲療会	内、神内、消内、呼内、リハ、耳	S58.4.5
18	北	医療法人仁和会 竜王リハビリテーション病院	400-0114	甲斐市万才287-7	055-276-1155	055-279-3751			118		118	118	医療法人仁和会	内、消内、循内、リハ、神内	S58.11.19
19	北	医療法人社団慈成会 三枝病院	400-0111	甲斐市竜王新町1440	055-279-0222	055-279-3042					96	96	医療法人社団慈成会	内、呼、胃、循、小、放	S56.12.15
20	北	医療法人恵信葦崎会 恵信リハビリテーション病院	400-0106	甲斐市岩森1111	0551-28-8820	0551-28-8830				92	92	92	医療法人恵信葦崎会	内、外、リハ	H20.2.1
21	山梨	山梨県立 あけぼの医療福祉センター	407-0046	韮崎市旭町上條南割3251-1	0551-22-6111	0551-22-7890					98	98	山梨県	小、整、泌、歯、リハ、皮	S49.12.11
22	山梨	山梨県立北病院	407-0046	韮崎市旭町上條南割3314-13	0551-22-1621	0551-23-0672	188					188	地方独立行政法人山梨県立病院機構	精	S41.9.30

番号	保健所	施設名	〒	所在地	電話	FAX	使用許可病床						開設者	診療科目	開設年月日
							精神	感染症	結核	療養	一般	合計			
23		韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院	407-0024	韮崎市本町3-5-3	0551-22-1221	0551-22-9731			18	137	155	韮崎市	内、呼内、消内、循内、糖内、代内、小、外、呼外、消外、乳外、脳、整、皮、泌、眼、リハ、リ	S23.2.1	
24		北社市立甲陽病院	408-0034	北社市長坂町大八田3954	0551-32-3221	0551-32-7191		4	32	86	122	北社市	内、外、循内、消内、糖内、神内、透内、消外、整、小、皮、泌、眼、リハ、脳、婦	H18.3.15	
25		北社市立塩川病院	408-0114	北社市須玉町藤田773	0551-42-2221	0551-42-2992			54	54	108	北社市	内、外、精、循内、消内、呼内、腎内、透内、整、小、皮、泌、眼、リハ、放	H16.11.1	
26		韮崎東ヶ丘病院	407-0175	韮崎市穂坂町宮久保1216	0551-22-0087	0551-22-8474	99		48		147	医療法人韮崎東ヶ丘病院	精、老神、心内	S39.11.11	
27		医療法人恵信韮崎会 恵信韮崎病院	407-0005	韮崎市一ツ谷1865-1	0551-22-2521	0551-23-1838			37	27	64	医療法人恵信韮崎会	内、外、整、リハ、透内、腎内、糖内	H30.3.4	
28		特定医療法人南山会 峡西病院	400-0405	南アルプス市下宮地421	055-282-2151	055-284-4886	204				204	医療法人南山会	精、老神	S28.8.1	
29		医療法人弘済会 宮川病院	400-0211	南アルプス市上今諏訪1750	055-282-1107	055-282-1108				41	41	医療法人弘済会	内、消、外、整	H9.5.26	
30		巨摩共立病院	400-0301	南アルプス市桃園340	055-283-3131	055-282-5614			48	103	151	公益社団法人山梨勤労者医療協会	内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、眼、リハ、透内	S40.11.1	
31		医療法人高原会 高原病院	400-0422	南アルプス市荊沢255	055-282-1455	055-284-3877			42		42	医療法人高原会	内、消、循	S61.7.1	
32		医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	400-0213	南アルプス市西野2294-2	055-284-7711	055-284-7721			54	145	199	医療法人徳洲会	内、外、循内、婦、脳、整、麻、放、リハ、脳内、消外、腎内、歯口、呼内、心血、耳、糖内	H13.11.1	
33	峡東	山梨市立牧丘病院	404-0013	山梨市牧丘町窪平302-2	0553-35-2025	0553-35-4434				30	30	山梨市	内、小、消内	H17.3.22	
34		甲州市立勝沼病院	409-1316	甲州市勝沼町勝沼950	0553-44-1166	0553-44-2906				39	39	甲州市	内、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、リハ	H17.11.1	
35		社会医療法人加納岩 加納岩総合病院	405-0018	山梨市上神内川1309	0553-22-2511	0553-23-1872				160	160	社会医療法人加納岩	内、循内、呼内、神内、消内、糖内、腎内、外、消外、血、整、形、脳、皮、泌、婦、眼、麻、耳、リハ、リ・膠	S27.1.24	
36		社会医療法人加納岩 日下部記念病院	405-0018	山梨市上神内川1363	0553-22-0536	0553-22-5064	282				282	社会医療法人加納岩	精、老神	H11.4.1	
37		公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	405-0033	山梨市落合860	0553-23-1311	0553-23-0168	174	4			293	471	公益財団法人山梨厚生会	内、循内、消内、呼内、腎内、糖内、神内、小、外、消外、肛外、乳外、整、脳、心血、呼外、皮、泌、耳、婦、眼、精、放診、麻、リハ、歯、歯口	S26.12.26
38		公益財団法人山梨厚生会 塩山市民病院	404-0037	甲州市塩山西広門田433-1	0553-32-5111	0553-32-5115			59	102	161	公益財団法人山梨厚生会	内、循内、消内、呼内、漢内、糖代内、内泌内、腎内、神内、小、外、整、脳、皮、泌、眼、耳、婦、リハ	H10.9.14	
39		医療法人社団協友会 笛吹中央病院	406-0032	笛吹市石和町四日市場47-1	055-262-2185	055-263-5396					150	150	医療法人社団協友会	内、外、整、脳、脳内、眼、耳、消内、消外、呼内、麻、皮、小、リハ、放	H18.6.3
40		医療法人 石和温泉病院	406-0023	笛吹市石和町八田330-5	055-263-0111	055-263-0260					187	187	医療法人石和温泉病院	内、神内、外、整、リハ、脳、泌	S39.8.25
41		医療法人銀門会 甲州リハビリテーション病院	406-0032	笛吹市石和町四日市場2031-25	055-262-3121	055-262-3727			89	91	180	医療法人銀門会	内、精、神内、循内、リ、整、脳、リハ、歯	S62.4.1	
42		医療法人桃花会 一宮温泉病院	405-0077	笛吹市一宮町坪井1745	0553-47-3131	0553-47-3434			46	58	104	医療法人桃花会	内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、リハ、歯、糖代内	S57.4.6	
43	公益社団法人山梨勤労者医療協会 石和共立病院	406-0035	笛吹市石和町広瀬623	055-263-3131	055-263-3136					99	99	公益社団法人山梨勤労者医療協会	内、神内、呼、消、循、小、外、整、リハ、放、精、透内	S46.5.24	
44	山梨リハビリテーション病院	406-0004	笛吹市春日居町小松855	0553-26-3030	0553-26-4569			135		135	社会医療法人加納岩	内、神内、脳、小、整、リハ、皮	S43.6.27		
45	春日居総合リハビリテーション病院	406-0014	笛吹市春日居町国府436	0553-26-4126	0553-26-4366			200		200	医療法人景雲会	内、外、整、リハ、放、脳	S53.9.1		
46	一般財団法人山梨整肢更生会 富士温泉病院	406-0004	笛吹市春日居町小松1177	0553-26-3331	0553-26-3574			39	122	161	一般財団法人山梨整肢更生会	内、外、整、脳、耳、リハ、神内、呼外	S52.11.19		

番号	保健所	施設名	〒	所在地	電話	FAX	使用許可病床					開設者	診療科目	開設年月日
							精神	感染症	結核	療養	一般			
47	峡	身延町早川町国民健康保険病院 一部事務組合立飯富病院	409-3423	身延町飯富1628	0556- 42-2322	0556- 42-3481				60	60	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	内、心内、外、整、眼、耳、リハ、放、皮、救	S29.8.23
48		峡南医療センター企業団 富士川病院	400-0601	富士川町鯉沢340-1	0556- 22-3135	0556- 22-3884	4			144	148	峡南医療センター企業団	内、外、整、小、皮、脳、リハ、放、病診、消内、呼内、心内	H26.4.1
49		医療法人財団交道会 しもべ病院	409-2942	身延町下部1063	0556- 36-1111	0556- 36-1556			68		68	医療法人財団交道会	内、外、整、皮、リハ、泌、乳外	S57.8.9
50		社団医療法人峡南会 峡南病院	400-0601	富士川町鯉沢1806	0556- 22-4411	0556- 22-6553				25	25	社団医療法人峡南会	内、循内、外、整、肛外、神内	S32.12.26
51		公益財団法人 身延山病院	409-2531	身延町梅平2483-167	0556- 62-1061	0556- 62-1306			30	50	80	公益財団法人身延山病院	内、小、外、整、眼、肝内、神内、腎内、漢内、女内	S40.6.5
52	富	国民健康保険 富士吉田市立病院	403-0032	富士吉田市上吉田東7-11-1	0555- 22-4111	0555- 22-6995	4		50	256	310	富士吉田市	内、消内、腎内、内泌内、糖内、呼内、膠内、精、神内、呼外、循内、脳内、小、外、消外、乳外、内泌外、整、脳、心血、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、形、救、リ、歯口	H13.5.1
53	士	日本赤十字社 山梨赤十字病院	401-0301	富士河口湖町船津6663-1	0555- 72-2222	0555- 73-1385			45	219	264	日本赤十字社	内、呼内、循内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血、消内、腎内、歯口	H3.7.1
54	東	地方独立行政法人 大月市立中央病院	401-0015	大月市大月町花咲1225	0554- 22-1251	0554- 22-3765	4		42	138	184	地方独立行政法人大月市立中央病院	内、小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、麻、リハ、放、歯口	H31.4.1
55	部	都留市立病院	402-0056	都留市つる5-1-55	0554- 45-1811	0554- 45-2467				126	126	都留市	内、小、外、整、脳、形、呼外、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、消外	H2.4.1
56		上野原市立病院	409-0112	上野原市上野原3504-3	0554- 62-5121	0554- 63-2469				135	135	上野原市	内、循内、小、外、肛外、整、脳、リハ、放、皮、泌、眼、耳、麻、神内、婦	H24.10.1
57		医療法人 回生堂病院	402-0005	都留市四日市場270	0554- 43-2291	0554- 43-5595	220				220	医療法人回生堂病院	心内、精、放	S30.8.12
58		公益財団法人三生会 三生会病院	409-0112	上野原市上野原1185	0554- 62-3355	0554- 63-3676	258				258	公益財団法人三生会	精	S31.11.16
59		社会医療法人青虎会 ツル虎ノ門整形外科・リハビリテーション病院	402-0005	都留市四日市場188	0554- 45-8861	0554- 45-8876				37	37	社会医療法人青虎会	整、脳、リハ、外、内	H14.7.1
合計							2,148	28	22	1,873	6,063	10,134		

※診療科目

内：内科、心内：心療内科、精：精神科、神：神経科、老神：老年精神科、神内：神経内科、呼：呼吸器科、呼内：呼吸器内科、呼外：呼吸器外科、消：消化器科、消内：消化器内科、消外：消化器外科、漢内：漢方内科

胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、循：循環器科、循内：循環器内科、ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、リ・膠：リウマチ・膠原病内科、小：小児科、小外：小児外科、外：外科、整：整形外科、血外：血液外科、血：血管外科、血内：血液内科

血・腫：血液・腫瘍内科、形：形成外科、美：美容外科、脳：脳神経外科、脳内：脳神経内科、心血：心臓血管外科、腎内：腎臓内科、透内：人工透析内科、肝内：肝臓内科、肝外：肝臓外科、肝・消内：肝臓・消化器内科、乳外：乳腺外科

乳泌外：乳腺・内分泌外科、皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、性：性病科、肛：肛門科、肛外：肛門外科、産婦：産婦人科、産：産科、糖代内：糖尿病・代謝内科、糖内：糖尿病内科、糖泌内：糖尿病・内分泌内科

内泌代：内分泌・代謝内科、女内：女性内科、婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻いんこう科、気：気管食道科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、放診：放射線診断科、放治：放射線治療科、病診：病理診断科、臨検：臨床検査科

救：救急科、新：新生児内科、麻：麻酔科、頭・耳：頭頸部・耳鼻咽喉科、内泌内：内分泌内科、内泌外：内分泌外科、代内：代謝内科、内視外：内視鏡外科、緩ケ内：緩和ケア内科

歯：歯科、矯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯口：歯科口腔外科

(2) 救急医療機関一覧表

(救急病院)

令和7年9月28日現在

No.	保健所	病院群 輪番制	施設名	開設者	郵便番号	所在地	電話・FAX	認定期間 の開始日	病床数	救急病床数		診療科名	有効期限 (3年)
										専	優		
1	甲府	○	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	独立行政法人国立病 院機構	400- 8533	甲府市天神町11-35	TEL:055-253-6131 FAX:251-5597	R5.2.1	276	5	8	内、精、呼、消、循、小、外、整、脳、皮、泌、産 婦、眼、耳、リハ、放、歯、麻、神内、消外	R8.1.31
2	甲府	○	山梨県立中央病院	地方独立行政法人山 梨県立病院機構	400- 0027	甲府市富士見1-1-1	TEL:055-253-7111 FAX:253-8011	R7.4.1	644	16		内(呼、消、循、腎、血、糖泌、リ・膠)、精、神内、 小、新、乳外、呼外、消外、整、形、脳、心血、小 外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、 病診、臨検、救、歯口	R10.3.31
3	甲府	○	市立甲府病院	甲府市	400- 0832	甲府市増坪町366	TEL:055-244-1111 FAX:220-2650	R5.5.6	399	8		内、呼内、消内、循内、腎内、内分泌内、糖内、神 内、精、小、外、消外、乳外、内分泌外、呼外、整、 形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、 病診、麻、歯口、緩ケ内、救	R8.5.5
4	甲府	○	独立行政法人地域医療機能 推進機構山梨病院	独立行政法人地域医 療機能推進機構	400- 0025	甲府市朝日3-11-16	TEL:055-252-8831 FAX:253-4735	R5.4.1	168	2	2	内、脳内、呼内、消内、循内、外、整、皮、肛外、 婦、耳、リハ、放、麻、血内、内分泌、消外、乳外、 病診、リ	R8.3.31
5	甲府	○	甲府共立病院	公益社団法人山 梨勤労者医療協 会	400- 0034	甲府市宝1-9-1	TEL:055-226-3131 FAX:226-9715	R5.2.1	283	6	6	内、脳内、呼内、消内、循内、糖内、腎内、透内、 小、外、整、呼外、消外、乳外、心血、小外、泌、 産婦、眼、耳、リハ、放診、麻、精、救、病診、臨 検	R8.1.31
6	甲府	○	医療法人社団篠原会 甲府脳神経外科病院	(医療法人) 篠原会	400- 0805	甲府市酒折1-16-18	TEL:055-235-0995 FAX:226-9521	R5.2.1	70	4	2	脳内、脳、歯、歯口、放、リハ、整	R8.1.31
7	甲府	○	医療法人慈光会 甲府城南病院	(医療法人) 慈光会	400- 0831	甲府市上町753-1	TEL:055-241-5811 FAX:241-8660	R6.6.30	298	1	13	内、呼内、消内、循内、脳、心血、リハ、放	R9.6.29
8	中北	×	医療法人武川会 武川病院	(医療法人) 武川会	409- 3852	中巨摩郡昭和町飯喰 1277	TEL:055-275-7311 FAX:275-4562	R5.2.1	45	1		内、消、外、整、肛、放、麻、呼外、心血、循	R8.1.31
9	中北	×	医療法人社団慈成会 三枝病院	(医療法人社団) 慈成会	400- 0111	甲斐市竜王新町1440	TEL:055-279-0222 FAX:279-3042	R5.2.1	96		5	内、呼、胃、循、小、放	R8.1.31
10	中北	○	山梨大学医学部附属病院	国立大学法人 山梨 大学	409- 3821	中央市下河東1110	TEL:055-273-1111 FAX:273-7108 TEL:273-1113夜間	R6.12.25	618	12		内、消内、循内、呼内、糖泌内、腎内、神内、血・ 腫、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、 小外、整、脳、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放 治、放診、歯口、病診、救、リハ、リ・膠	R9.12.24
11	中北	○	巨摩共立病院	公益社団法人山 梨勤労者医療協 会	400- 0301	南アルプス市桃園340	TEL:055-283-3131 FAX:282-5614	R5.5.9	151		2	内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、眼、リ ハ、透内	R8.5.8
12	中北	○	医療法人徳洲会 白根徳洲会病院	(医療法人) 徳洲会	400- 0213	南アルプス市西野 2294-2	TEL:055-284-7711 FAX:284-7721	R6.2.7	199	8	4	内、外、循内、小、婦、脳、整、麻、放、リハ、脳 内、消外、腎内、歯口、呼内、呼外、心血、耳、糖 内	R9.2.6

13	中北	○	蕪崎市国民健康保険 蕪崎市立病院	蕪崎市	407-0024	蕪崎市本町3-5-3	TEL:0551-22-1221 FAX:22-9731	R5.2.1	155	4		内、呼内、消内、循内、糖内、代内、小、外、呼外、消外、乳外、脳、整、皮、泌、眼、リハ、リ	R8.1.31
14	中北	○	北杜市立塩川病院	北杜市	408-0114	北杜市須玉町藤田773	TEL:0551-42-2221 FAX:42-2992	R7.11.1	108	5	2	内、外、精、循内、消内、呼内、腎内、透内、整、小、皮、泌、眼、リハ、放	R10.10.31
15	中北	○	北杜市立甲陽病院	北杜市	408-0034	北杜市長坂町大八田3954	TEL:0551-32-3221 FAX:32-7191	R6.3.15	122	3	2	内、外、循内、消内、糖内、神内、透内、消外、整、小、皮、泌、眼、リハ、脳、婦	R9.3.14
16	峡東	○	公益財団法人山梨厚生会 塩山市民病院	公益財団法人山梨厚生会	404-0037	甲州市塩山西広門田433-1	TEL:0553-32-5111 FAX:32-5115	R7.9.29	161	2	2	内、循内、消内、呼内、漢内、糖代内、内泌内、腎内、神内、小、外、整、脳、皮、泌、眼、耳、婦、リハ	R10.9.28
17	峡東	○	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	公益財団法人山梨厚生会	405-0033	山梨市落合860	TEL:0553-23-1311 FAX:23-0168	R5.2.1	497	6		内、循内、消内、呼内、腎内、糖内、神内、小、外、消外、肛外、乳外、整、脳、心血、呼外、皮、泌、耳、婦、眼、精、放診、麻、リハ、歯、歯口	R8.1.31
18	峡東	○	社会医療法人加納岩 加納岩総合病院	(社会医療法人) 加納岩	405-0018	山梨市上神内川1309	TEL:0553-22-2511 FAX:23-1872	R6.5.1	160	4	4	内、循内、呼内、神内、消内、糖内、腎内、外、消外、血、整、形、脳、皮、泌、婦、眼、麻、耳、リハ、リ・膠	R9.4.30
19	峡東	○	山梨市立牧丘病院	山梨市	404-0013	山梨市牧丘町窪平302-2	TEL:0553-35-2025 FAX:35-4434	R5.3.22	30	2	-	内、小、消内	R8.3.21
20	峡東	○	甲州市立勝沼病院	甲州市	409-1316	甲州市勝沼町勝沼950	TEL:0553-44-1166 FAX:44-2906	R5.11.1	39	2	2	内、外、整、皮、泌、婦、眼、耳、リハ	R8.10.31
21	峡東	○	医療法人桃花会 一宮温泉病院	(医療法人) 桃花会	405-0077	笛吹市一宮町坪井1745	TEL:0553-47-3131 FAX:47-3434	R5.2.1	104	4		内、神内、呼内、消内、循内、小、外、整、リハ、歯、糖代内	R8.1.31
22	峡東	○	公益社団法人山梨勤労者医療協会石和共立病院	公益社団法人山梨勤労者医療協会	406-0035	笛吹市石和町広瀬623	TEL:055-263-3131 FAX:263-3136	R5.2.23	99	3		内、神内、呼、消、循、小、外、整、リハ、放、精、透内	R8.2.22
23	峡東	○	医療法人社団協友会 笛吹中央病院	(医療法人社団) 協友会	406-0032	笛吹市石和町四日市場47-1	TEL:055-262-2185 FAX:263-5396	R6.8.1	150	4	4	内、外、整、脳、脳内、眼、耳、消内、消外、呼内、麻、皮、小、リハ、放	R9.7.31
24	峡東	○	一般財団法人山梨整肢更生会 富士温泉病院	(一般財団法人) 山梨整肢更生会	406-0004	笛吹市春日居町小松1177	TEL:0553-26-3331 FAX:26-3574	R6.4.1	191	2	5	内、外、整、脳、耳、リハ、神内、呼外	R9.3.31
25	峡南	○	身延町早川町国民健康保険 病院一部事務組合立飯富病院	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合	409-3423	南巨摩郡身延町飯富1628	TEL:0556-42-2322 FAX:42-3481	R5.2.1	60	1	4	内、心内、外、整、眼、耳、リハ、放、皮、救	R8.1.31
26	峡南	○	公益財団法人身延山病院	公益財団法人身延山病院	409-2595	南巨摩郡身延町梅平2483-167	TEL:0556-62-1061 FAX:62-1306 TEL:0556-62-1063 (夜間・救急)	R5.2.1	80		6	内、小、外、整、眼、肝内、神内、腎内、漢内、女内	R8.1.31

27	峡南	○	峡南医療センター企業団 富士川病院	峡南医療センター企業 団	400- 0601	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1	TEL:0556-22-3135 FAX:22-3884	R5.4.1	148	4	5	内、外、整、小、皮、脳、リハ、放、病診、消内、呼 内、心内	R8.3.31	
28	峡南	○	社団医療法人峡南会 峡南病院	(社団医療法人) 峡南会	400- 0601	南巨摩郡富士川町鯉沢 1806	TEL:0556-22-4411 FAX:22-6553	R7.2.27	40		8	内、循内、外、整、肛外、神内	R10.2.26	
29	富士 東部	○	国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市	403- 0005	富士吉田市上吉田東7- 11-1	TEL:0555-22-4111 FAX:22-6995	R7.5.1	310	14	4	内 精 神内 循内 小 外 整 脳外 呼外 心 外 皮 泌 産婦 眼 耳 リハ 放 麻 形 救 リウ 齒外	R10.4.30	
30	富士 東部	○	山梨赤十字病院	日本赤十字社	401- 0301	南都留郡富士河口湖町 船津6663-1	TEL:0555-72-2222 FAX:73-1385	R6.7.1	269		10	内、呼内、循内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産 婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血、消内、腎内、齒 口	R9.6.30	
31	富士 東部	○	地方独立行政法人大月市立 中央病院	大月市	401- 0015	大月市大月町花咲1225	TEL:0554-22-1251 FAX:0554-22-3765	R7.4.1	197		8	内、小、外、整、脳、皮、泌、婦、眼、耳、麻、リ ハ、放、齒口	R10.3.31	
32	富士 東部	○	上野原市立病院	上野原市	409- 0112	上野原市上野原3504番 地3	TEL:0554-62-5121 FAX:63-2469	R6.10.1	135		6	2	内、循内、小、外、肛外、整、脳、リハ、放、皮、 泌、眼、耳、麻、神内、婦	R9.9.30
33	富士 東部	○	都留市立病院	都留市	402- 0056	都留市つる5-1-55	TEL:0554-45-1811 FAX:45-2467	R5.3.25	140		4	4	内、小、外、整、脳、形、呼外、皮、泌、産婦、眼、 耳、リハ、消外	R8.3.24
34	富士 東部	×	ツル虎ノ門整形外科・リハビリ テーション病院	(医療法人社団) 青虎会	402- 0005	都留市四日市場188	TEL:0554-45-8861 FAX:45-8876	R7.9.21	37		3	3	整、脳、リハ、外、内	R10.9.20
		○31 × 3	計 34病院											

(救急診療所)

令和7年9月13日現在

	保健所	施設名	開設者	郵便番号	所在地	電話・FAX	認定期間 の開始日	病床数	救急病床数		診療科名	有効期限 (3年)
									専用	優先		
1	甲府	医療法人立史会 今井整形外科医院	(医療法人) 立史会	400- 0814	甲府市上阿原町1151	TEL:055-232-7411 FAX:232-7412	R5.2.1	17	1	2	整 リハ 放	R8.1.31
2	甲府	医療法人社団箭本外科整形 外科医院	(医療法人社団) 箭本外科整形外科医 院	400- 0024	甲府市北口3-1-1	TEL:055-253-3532 FAX:251-0483	R5.2.1	19	4	4	外 整 肛 リハ 放	R8.1.31
3	峡北 支所	青沼整形外科	個人	400- 0306	南アルプス市小笠原16 11-1	TEL:055-282-0811 FAX:284-4595	R6.6.2	19		6	内 整 形 リハ 放	R9.6.1
4	富東	東桂メディカルクリニック	(医療法人社団) 浩央会	402- 0005	都留市十日市場958- 1	TEL:0554-20-8010 救急用:20-8518 FAX:20-8203	R7.9.14	19	1		内 消 泌 小 皮	R10.9.13

(3) 医薬品等の保管場所一覧表

ア 救急医薬品等保管場所

地区医師会	配 置 場 所	電話番号
甲府市医師会	甲府市太田町9-1 中北保健所	055-237-1381
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35-4 中巨摩医師会事務局	055-283-3472
北巨摩医師会	韮崎市本町4-2-4 中北保健所	0551-23-3074
東山梨医師会	山梨市下井尻126-1 峡東保健所	0553-20-2752
笛吹市医師会		
西八代郡医師会	西八代郡市川三郷町高田2458 立川医院	055-272-0003
南巨摩郡医師会	南巨摩郡富士川町鯨沢1806 峡南病院	0556-22-4411
	南巨摩郡身延町梅平2483 身延山病院	0556-62-1061
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21 富士北麓総合医療センター	0555-24-3747
都留医師会	都留市中央2-3-5 大戸内科医院	0554-45-3188
北都留医師会	大月市大月町花咲10 大月市総合福祉センター	0554-23-2001

イ ガスえそウマ抗毒素保管場所

名 称	所 在 地	電話番号
(株)メディセオ山梨営業部	中央市山之神流通団地北2	055-273-8911
東邦薬品(株)山梨営業部	甲府市德行4-13-30	055-228-7211
(公社) 富士五湖薬剤師会救急長調剤局	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21	0555-21-1516

ウ 医薬品等の調達先関係団体

名 称	所 在 地	電話番号
(一社) 山梨県薬剤師会	甲府市富士見1-2-4	055-254-3400
山梨県医薬品卸協同組合	中央市山之神流通団地北3-7-3 (株)スズケン 甲府営業部内)	055-273-6525
山梨県医療機器販売業協会	中央市乙黒107-6 山梨ビジネスパーク (豊前医化(株)内)	055-274-8800
日本産業医療ガス協会山梨県支部	南アルプス市下今諏訪423 (日東物産(株)内)	055-282-2141
関東甲信越臨床検査薬卸連合会	長野県松本市本庄1-5-14 (岡野薬品(株)内)	0263-33-3300

(4) 第二種感染症指定医療機関一覧表

二次医療圏名	医療機関名	所在地	病床数
中北	市立甲府病院	甲府市増坪 366	6
中北	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町 大八田 3954	4
峡東	(公財)山梨厚生会 山梨厚生病院	山梨市落合 860	4
峡南	峡南医療センター企 業団 富士川病院	富士川町鯉沢 340-1	4
富士・東部	国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市 上吉田 7 丁目 11 番 1 号	4
富士・東部	大月市立中央病院	大月市大月町 花咲 1225	4

(5) 災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定書

山梨県知事望月幸明（以下「甲」という。）と山梨県医薬品卸協同組合理事長小林岩水（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な医薬品等（以下「医薬品等」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1 甲は次に掲げる場合において、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は、関係都道府県から、医薬品等の調達あっせんを要請されたとき。

（調達医薬品等の範囲）

第2 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、次に掲げるもののうち、乙が保有するものとする。

- (1) 別表に掲げる医薬品等
- (2) その他甲が特に指定する医薬品等

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書を持って行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。（別紙1）

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を主管課長に確認のうえ、第4の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を主管課長に連絡するものとする。（別紙2）

（価格）

第5 医薬品等の価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡までの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として甲、乙協議して定める。

（引渡し）

第6 医薬品等の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、医薬品等を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲は前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

（代金の支払）

第7 甲が引き取った医薬品等の代金は、引取後、乙の請求によりすみやかに支払うものとする。

（在庫調査）

第8 乙は、毎年6月1日、9月1日、12月1日、3月1日現在の医薬品等の在庫調査を行うものとする。

（協議）

第9 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第10 この協定は、昭和57年4月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和57年4月20日

甲 甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県知事 望月幸明

乙 甲府市丸の内三丁目16-1

山梨県医薬品卸協同組合 理事長 小林岩水

災害用医薬品等備蓄数量

番号	区分	品 目 名	規 格 等			数量
			剤型	規 格	包装単位	
1	抗生物質製剤	ニューキノロン製剤	内	500mg	50 T	40 箱
2		セフェム系経口剤	内	100mg	100 T	20 箱
3		マクロライド系経口剤	内	200mg	100 T	20 箱
4		ペニシリン系注射剤	注	1g/バッグ	10 袋	100 箱
			注	2g/バッグ	10 袋	100 箱
5		セファロsporin系注射剤	注	2gキット	10 キット	100 箱
			注	1g/バッグ	10 袋	100 箱
6	アミノグリコシド系注射剤	注	200mg	10 A	100 箱	
7	外用抗生物質製剤	外	30mg/5g×10	100 本	2 箱	
8	抗インフルエンザウイルス薬	リン酸オセルタミビル経口剤	内	75mg	100 P	6 箱
9	解熱鎮痛消炎剤	解熱鎮痛消炎経口剤	内	60mg	100 T	35 箱
10		解熱鎮痛消炎注射剤	注	25% 2mℓ	50 A	40 箱
11		解熱鎮痛消炎坐薬剤	外	25mg	50 個	20 箱
			外	50mg	50 個	20 箱
12	解熱鎮痛消炎外用剤	外	1枚中 40mg	120 枚	40 箱	
13	強心剤	ジギタリス系経口剤	内	0.125mg	100 T	14 箱
			内	0.25mg	100 T	14 箱
14	ジギタリス系注射剤	注	0.25mg	50 A	14 箱	
15	止血剤	経口用トロンピン末	内	10000単位1g	30 包	5 箱
16		カルバゾクロム系経口剤	内	30mg	100 T	10 箱
17		抗プラスミン剤経口剤	内	250mg	100 T	10 箱
18		カルバゾクロム系注射剤	注	25mg/5ml	50 A	20 箱
19		抗プラスミン剤注射剤	注	5%/5ml	50 A	20 箱
20	止血剤外用	外	5cm×2.5cm	3 枚	20 箱	
21	鎮けい剤	臭化ブチルスコポラミン錠	内	10mg	100 T	14 箱
22		臭化ブチルスコポラミン注射剤	注	20mg/A	50 A	20 箱
23	止瀉・ 整腸剤	(局) タンニン酸アルブミン剤	内	500g	1 個	5 個
24		ペルベリン系製剤	内	1mg	100 P	20 箱
25		活性生菌製剤	内	1g/P	1200 P	10 箱
26	局所 麻酔剤	キシリジン系製剤	注	1%/100mℓ	1 本	50 個
27		キシリジン系注射剤	注	2%/2mℓ	20 A	50 箱
28	昇圧剤	エビネフリン注射剤	注	0.1%/100ml	1 本	5 本
29		塩酸エチレフリン注射剤	注	10mg/1ml	50 A	8 箱
30		塩酸ドパミン注射剤	注	100mg/5mℓ	10 A	30 箱
31	補 液 剤	ブドウ糖注射液	注	20%/20mℓ	50 A	28 箱
32		ブドウ糖注射液	注	5%/500mℓ	20 本	35 箱
33		生理食塩液	注	500mℓ	20 本	70 箱
34		生理食塩液	注	1000mℓ	10 本	140 箱
35		乳酸リンゲル液	注	500mℓ	20 本	30 箱
36	ホルモン剤	インシュリン注射剤	注	速効性キット製剤	2 本	50 箱
37		副腎皮質ホルモン経口剤	内	5mg	100 T	6 箱
38		コルチゾン系注射剤	注	100mg	5 V	30 箱
			注	10mg	50 A	8 箱
39	プレドニゾン系注射剤	注	125mg	5 V	20 箱	
40	生物学的製剤	沈降破傷風トキソイド	注	0.5mℓ	4 V	25 箱
41	消毒剤	(局)希ヨードチンキ	外	500mℓ	1 本	50 本
42		(局)オキシドール	外	500mℓ	1 本	50 本
43		(局)消毒用エタノール	外	500mℓ	1 本	120 本
44		ポビドンヨード液	外	10%/250mℓ	1 本	80 本
45		(局)塩化ベンザルコニウム液	外	10%/500mℓ	1 本	140 本
46		(局)グルコン酸クロルヘキシジン液	外	20%/500mℓ	1 本	150 本
47		その他 手指消毒剤	外	0.2%/500mℓ	1 本	140 本
	外		0.2%/1000mℓ	1 本	40 本	
48	その他	胃腸薬	内	40%/0.5g	1200 包	2 箱
49		含嗽剤	内	2g	1000 包	3 箱
50		注射用蒸留水	注	500mℓ	20 V	27 箱
51	医療機器等	絆創膏	その他	9.9mm×10m	10 個	8 箱
52		三角巾	その他	大、中入り	1 組	180 組
53		滅菌ガーゼ	その他	5cm×5cm	100 枚	90 箱
54		伸縮ホータイ	その他	幅 5cm×9m	10 巻	60 箱
55		脱脂綿	その他	4cm×4cm/500g	1 個	100 個
56		紙おむつ	その他	大人(L)	30 枚	300 個
57		紙おむつ	その他	子供	240 枚	200 個
58		生理用品	その他		10 枚	200 個
59		デイスボシリンジ針付	その他	5mℓ	100 本	10 箱
60		デイスボシリンジ針付	その他	10mℓ	100 本	10 箱
61		輸液セット	その他	デイスボ	50 本	20 箱

(6) 災害医療救護活動備品配備一覧表

備品名 保健所名	担 架 (台)	簡易ベット (毛布付) (台)	発電機・投光 器 (台)	災害用救急医療ベット(7点ベット) (組)	災害用救急医療ベット(3点ベット) (組)	災害用救急医療ベット(携 帯型) (組)
中北保健所	13	15	各2	2	1	9
峡東保健所	8	10	各1	1	1	6
峡南保健所	8	5	各1		1	3
富士・東部保健所	7	12	各1		2	6
計	36	42	各5	3	5	24

6 災害時食糧供給対策実施マニュアル

(1) 災害時における食糧供給対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、地震、風水害等の非常災害が発生した場合又はおそれがある場合であって、知事又は市町村長が被災者及び災害救助従事者（以下「被災者等」という。）を対象とする炊出し等の給食を行うため供給する米穀（以下「応急用米穀」という。）並びに、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀（以下「災害救助用米穀」という。）の救急引渡につき、山梨県地域防災計画一般災害編第3章第11節の5食糧供給対策、同計画地震編第4章第6節の1食糧及び生活必需品の調達及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。）（以下「販売要領」という。）第4章第11の2災害救助用米穀の引渡方法に基づく事務処理の円滑化を図るための具体的方策を定めるものである。

(組織)

第2 災害時における食糧供給の組織は、山梨県地域防災計画一般災害編第3章第10節の5災害救助法による救助、同計画地震編第4章第6節の1食糧及び生活必需品の調達によるもののほか、本要領別紙1「組織及び業務分担表」に定めるところによるものとする。

(業務)

第3 応急用米穀並びに災害救助用米穀の調達・供給業務に従事する第2に規定する組織に係る職員（以下「職員」という。）は、関係機関との密接な連携を図り業務を遂行するものとする。

2 職員は、この要領の定めによりがたい事態が発生した場合には、災害対策本部長の指示により、業務を遂行するものとする。

3 職員は、前記2の指示によりがたい場合には、この要領の趣旨に照らし、最も適切と思われる措置を講ずることができるものとする。

4 職員は、前記3の措置を行った場合は、業務終了後速やかに経過措置の内容及び状況等を災害対策本部長へ報告するものとする。

(応急用米穀及び災害救助用米穀の調達、供給方法)

第4 応急用米穀及び災害救助用米穀の調達・供給は、被害の大小及び被災地の広狭等を勘案のうえ、次の各項に定めるところによる。また、交通・通信手段等の途絶がある場合は、本要領別紙2（以下「連絡方法図」という。）によるものとし、本要領第3の業務を遂行するものとする。

(1) 応急用米穀の調達・供給

災害救助法発動までには至らない災害の場合（災害発生時より災害救助法発動時までの期間を含む。）

① 山梨県地域防災計画一般災害編第3章第10節5災害救助法による救助により該当市町村長が米穀販売業者等からの調達・供給体制を整え実施するものとする。

② 市町村長は、当面の充当として本要領第5に定める基準で供給量を確保し、被災者等に対し供給を行うものとする。

③ 市町村長は、前記②の供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備しておくものとする。

(2) 災害救助用米穀の調達・供給

① 調達・供給を行う者

災害救助法発動時であるので同法第3条、第4条、第18条及び細則の規定により県及び市町村が実施し、関係団体等と連絡のうえ、調達・供給を行うものとする。

また、災害救助用米穀の輸送については市町村長がこれを行うが、関係機関は実施できる範囲においてこれを援助するものとする。

② 引渡要請

ア 市町村長と知事との間で連絡がつく場合

(ア) 市町村長は、災害救助用米穀を必要とする場合は、希望数量、引渡場所及び引渡方法等を把握のうえ災害救助用米穀の引渡要請書（様式1）を作成のうえ知事に対し、引渡要請を行うものとする。

(イ) 前記（ア）の要請を受けた知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、事前に政府所有米の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者（担当者）の名前、連絡先等を政策統括官（担当者）へ電話に併せてFAX又はメールで連絡した上で、災害救助用米穀の引渡要請書（様式2）により要請するものとする。

イ 市町村長と知事との間で連絡がつかない場合

(ア) 市町村は、政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者（担当者）の名前、連絡先等を政策統括官（担当者）へ電話に併せてFAX又はメールで連絡するものとする。

(イ) 前記（ア）の連絡を行った市町村長は、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀の引渡要請書（様式1）を作成のうえ知事に対し、引渡要請を行うものとする。

(ウ) 前記（イ）の要請を受けた知事は、政策統括官に対し、事前に政府所有米の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者（担当者）の名前、連絡先等を政策統括官（担当者）へ電話に併せてFAX又はメールで連絡した上で、災害救助用米穀の引渡要請書（様式2）により要請するものとする。

③ 引渡

ア 引渡要請を受けた政策統括官は、受託事業者及び県又は市町村と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

イ 政策統括官は、アの調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書により契約を締結する。

ウ 政策統括官は、イの契約の締結を受けて受託事業者に対し、知事又は知事が指定する市町村に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

（災害用米穀の供給基準）

第5 災害時において、被災者等に対し供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり200玄米グラム（精米180グラム）とする。

附則 この要領は、平成7年9月14日より施行する。

この要領は、平成9年8月11日より施行する。

この要領は、平成16年4月1日より施行する。

この要領は、平成18年9月19日より施行する。

この要領は、平成23年3月30日より施行する。

この要領は、平成24年5月10日より施行する。

この要領は、平成26年8月29日より施行する。

この要領は、平成30年1月30日より施行する。

この要領は、令和元年10月1日より施行する。

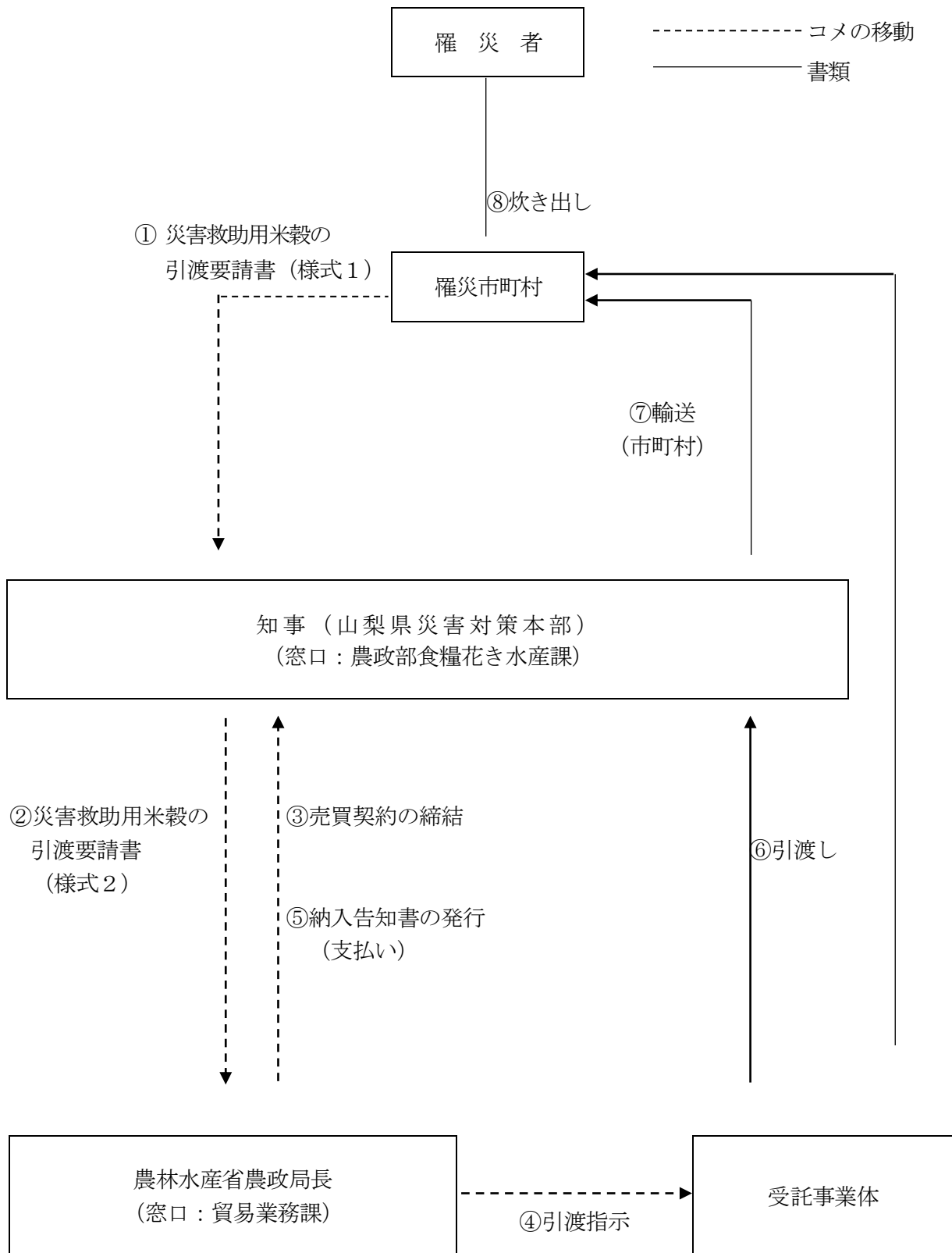
この要領は、令和2年6月5日より施行する。

この要領は、令和3年5月26日より施行する。

別紙1 組織及び業務分担表

組 織 員	業 務 分 担
被 災 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急用米穀等の確保 ・ 災害救助米穀等の調達供給 ・ 同米穀の緊急引渡処理（輸送）
山 梨 県 (農政部食糧花き水産課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各団体との連絡調整 ・ 災害救助用米穀等の緊急引渡処理 ・ 売買契約関係事務
農 林 水 産 省 (政策統括官付貿易業務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要食糧等の確保と供給措置 ・ 各団体との連絡調整 ・ 災害救助用米穀等の緊急引渡指示 ・ 主要食糧の県内在庫状況の把握
受 託 事 業 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助用米穀等の緊急引渡

別紙2 連絡方法図



様式1

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市町村長

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

様式2

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

山 梨 県 知 事

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

7 生活必需物資の調達に係る協定

(1) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社岡島（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物
資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月18日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 山梨県甲府市丸の内一丁目21番15号
株式会社岡島
代表取締役 雨宮 潔

(第1号様式)

年 月 日

物 資 発 注 書

株式会社岡島
代表取締役

殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山梨県産業労働部商業振興金融課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1547
担当

(第2号様式)

年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社岡島
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他		おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他	
石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア) 山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ) 当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ) その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア) 陸路 (イ) 空路 (ウ) その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

【株式会社岡島】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

(第4号様式)

年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社岡島
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、 年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

品 名	調達可能数量	備 考

(注) 数量については、単位を付してください。

(2) 災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における県民生活の安定を図るため、生活必需物資の調達等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、生活必需物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援、物価等生活情報の収集・提供活動等を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(生活必需物資の調達)

第2条 甲及び乙は、日頃より連携し、災害時に必要な生活必需物資の調達及び安定供給を行うために必要な体制の整備に務めるものとする。

2 乙は、本協定の目的を達成するため、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）に対して必要な要請を行うとともに、乙が加盟する連合会等と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に務めるものとする。

3 甲は、会員生協が市町村と災害時の生活必需物資の調達及び安定供給に関する協定等の個別協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して同協定の締結を支援するものとする。

(要請)

第3条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

(1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

(2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達あっせんを要請されたとき。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の措置を講じた場合には、その状況を調達可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、乙は甲乙協議の上で、甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(引渡し)

第8条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1)引渡しの日時及び場所
- (2)引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第9条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヵ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合は、第17条に基づき協議を行う。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、災害時における市民ボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(情報の収集・提供)

第12条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を行うものとする。

(防災意識の向上)

第13条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に生活必需物資の備蓄の励行等組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者の報告)

第14条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(その他必要な支援)

第15条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第16条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに甲乙いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第19条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれかが解約日1ヵ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 後藤 齋

乙 甲府市落合町59-2

山梨県生活協同組合連合会

会 長 志 村 宏 司

(別紙 第1号様式) ※県「災害対策本部」設置の場合は別に定める様式による

平成 年 月 日

山梨県生活協同組合連合会
会長 殿

山梨県知事 印

災害時における物資の供給要請について

災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書第5条に基づき、次のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第6条第2項の規定により報告願います。

物資発注書

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※要請数量は1日あたりの数量とする。

(問い合わせ先)
山梨県県民生活部消費生活安全課
消費生活担当 電話
FAX
担当者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県生活協同組合連合会
会長 印
(担当部署)

災害時における生活必需物資の調達等に関する協定書第6条第2項に基づき、次のとおり報告します。

調達可能数量・措置の状況報告書

調達可能(実施)年 月日	調達可能(出荷)品目	調達可能(出荷) 数量	搬入場所及び 搬入方法

※調達可能数量は1日あたりの数量とする。
※搬入方法は陸路・空路・海路の別を記入

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

項目	第1連絡者	第2連絡者
職・氏名		
TEL		
携帯TEL		
FAX		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡者	第2連絡者
職・氏名		
TEL		
携帯TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・休日：日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの日

【山梨県生活協同組合連合会】

1 連絡責任者

項目	第1連絡者	第2連絡者
職・氏名		
TEL		
携帯TEL		
FAX		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡者	第2連絡者
職・氏名		
TEL		
携帯TEL		
FAX		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前9時～午後5時
- ・休日：日曜日及び土曜日、12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

(1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。ただし、甲から要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する等の事情により甲の要請に応えられない場合は、この限りではない。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に要する費用は、

甲又は甲の指定する地方公共団体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売推奨価格）とする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次の掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙様式第3号）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（加盟店の協力等）

第10条 乙は、自己の加盟店及び乙の関係者（配送業者等）にこの協定の履行について協力を求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等の制約から履行することが困難な場合はこの限りではない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成20年6月24日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月24日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長 新波剛史

(4) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、乙は甲乙協議の上で、甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次の掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じ

たときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙様式第3号)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙様式第4号)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年9月30日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社 ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

(5) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

(1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) 日用品

(4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬費用は甲が負担するものとし、その価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手

方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成20年11月5日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月5日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 山口俊郎

(6) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社 デイリーヤマザキ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、乙は甲乙協議の上で、甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定業者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定業者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しにかかる物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引取った物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じ

たときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合についてはただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成21年2月27日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年 2月27日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事 横内 正 明

乙 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社 デイリーヤマザキ
代表取締役社長 田 嶋 誠

(7) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とユニー株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達・運搬に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 第4条第2項の規定により乙の報告の対象となる食料品、飲料水及び日用品
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に要する費用は、甲又は甲の指定する地方公共団体が負担するものとする。

- 2 前項の物資の対価及び運搬に要する費用の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用の支払）

第7条 甲が引渡を受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請

求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。
なお、期限内に支払うことが不可能な場合は、第11条の規定に基づく協議を行うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
ユニー株式会社 業務本部
専務取締役 本部長
松田邦男

(8) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と DCM くらがねや株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第 1 条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 甲の要請は、物資発注書（別紙第 1 号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第 4 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第 2 号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第 5 条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第 6 条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県甲府市中小河原一丁目13番18号
DCMくろがねや株式会社
代表取締役 堀込 丹

(9) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社オギノ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県甲府市徳行一丁目2番18号
株式会社オギノ
代表取締役社長 荻野寛二

(10) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県中央市若宮50番地1
株式会社いちやまマート
代表取締役 三科雅嗣

(11) 災害時における飲料供給に関する協定書

山梨県（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、甲において災害が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

第2条（定義）

この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

第3条（災害時における飲料供給に及び要請方法）

乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

- 2 甲は、前項の乙への要請を添付別紙1「飲料供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに「飲料供給要請書」を提出するものとする。
- 3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を添付別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

第4条（飲料供給の範囲及び数量）

甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

第5条（飲料の運搬、引渡）

飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料内容を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村長に代行させることができる。

第6条（費用）

この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定による費用は、飲料供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害時直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

第7条（連絡窓口）

この協定に関する連絡窓口は、添付別紙3「災害時緊急連絡体制表」のとおりとする。

第8条（有効期間）

この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契

約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

第9条（協議）

この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年6月23日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長
栗原信裕

(12) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社山梨さえき（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

(物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担等)

第6条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告

するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県富士吉田市下吉田5850番地の1
株式会社山梨さえき
代表取締役 桑原孝正

(13) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社アマノ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第5条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、すみやかに次に掲げる事項を文書により甲に報告

するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の支払)

第7条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1箇月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、ただちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1箇月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 2月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県甲斐市篠原1433番地
株式会社アマノ
代表取締役 天野晴夫

(14) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）及びマックスバリュ東海株式会社（以下「丙」という。）とは、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙及び丙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙及び丙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙及び丙又は乙若しくは丙の指定する者が行うものとする。ただし、乙及び丙又は乙若しくは丙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙及び丙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙及び丙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）

第7条 乙及び丙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

- 2 乙及び丙が供給する物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙及び丙の商品配送業務の範囲内においては、乙及び丙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙及び丙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲と乙及び丙が協議の上、乙及び丙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙及び丙の運搬に要した費用は、乙

及び丙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲乙丙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙及び丙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに甲乙丙いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙丙いずれかが解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年2月7日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンリテール株式会社
執行役員 関東カンパニー支社長
高橋正晴

丙 静岡県駿東郡長泉町下長窪303番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役 寺嶋晋

(15) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と甲信食糧株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙及び丙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に

基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 山梨県中央市山之神流通団地2-1-2
甲信食糧株式会社
代表取締役 中込武文

(16) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（費用負担等）

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

（費用の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に

基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 7月 1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明

乙 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社ケーヨー
代表取締役 醍醐茂夫

(第1号様式)

平成 年 月 日

物 資 発 注 書

株式会社ケーヨー
代表取締役

殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業労働部商業振興金融課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

(第2号様式)

平成 年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社ケーヨー
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他		おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他	
石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ)その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア)陸路 (イ)空路 (ウ)海路

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休 日：

【株式会社ケーヨー】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休 日：

(第4号様式)

平成 年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社ケーヨー
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、平成 年 月 日現在の物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

品名	調達可能数量	備考

(注) 数量については、単位を付してください。

(17) 災害時における給油所地下タンク備蓄燃料の供給に関する協定書

(目的)

第1条 山梨県（以下「甲」という。）と山梨県石油協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害等の発生時において、救援活動等を行う緊急車両等や災害拠点病院などの災害対策上重要な施設への燃料供給を中核給油所及び小口配送拠点において実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(供給への協力要請)

第2条 災害時等において、甲は乙に対して次の各号について協力を要請することができるものとする。

(1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の供給

(2) 災害拠点病院や庁舎、通信設備など甲が指定する災害対策上重要な施設への石油類の供給。この場合、乙は可能な範囲において乙の組合員の有する配送手段により配送を行うものとする。

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、協力するものとする。ただし、通信の途絶等により甲が要請を行うことができない場合は、乙は甲の協力要請を待たずに前条に規定する要請を実施するものとする。

2 甲は、乙が要請内容を円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

(災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施)

第4条 甲及び乙は協力して、資源エネルギー庁が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄事業（以下「製品備蓄事業」という。）を推進するものとし、乙は必要な燃料を備蓄するものとする。

2 乙は、製品備蓄した石油製品の供給については、第2条第1項の規定による燃料の供給に限るよう、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96条）第27条第1項第5号の規定及び石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（経済産業省告示第243号）に基づき告示された石油販売事業者（中核給油所及び小口配送拠点）を指導するものとする。

(費用の負担)

第5条 本協定に基づき供給された燃料の対価及び運搬等の費用については、当該燃料の供給等を受けた者が負担するものとする。

2 製品備蓄事業における2年目以降の必要な経費については、甲が乙と協議の上決定するものとする。

(連絡責任者の指定)

第6条 甲と乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲と乙は、災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲

乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成26年11月4日

(甲) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

(乙) 山梨県甲府市中央四丁目12番21号
山梨県石油協同組合
理事長

(18) 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と山梨中央水産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、火山噴火、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して行う物資の要請及び乙が甲に対して行う物資の供給に関し、必要な事項を定める。

（物資の調達に関する要請）

第2条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

（要請の方法）

第4条 甲の要請は、発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、発注書による要請の暇がないときは、口頭により要請し、その後速やかに発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況について、報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（1）引渡しの日時及び場所

（2）引渡しに係る物資の品目及び数量

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるよう必要な措置を講じるものとする。

（費用負担等）

第8条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品配送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配送業務

の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができるものとする。

(費用の支払)

第9条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第12条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の運用に係る連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(様式第3号)により乙及び甲に報告するものとする。また、変更があった場合についても同様とする。

(保有数量報告)

第11条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項について疑義が生じた時は、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までの間とする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかの者が何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協定の改訂)

第14条 この協定は、甲、乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は改訂することができるものとする。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年6月13日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 後藤 斎

乙 山梨県甲府市国母6丁目5番1号
山梨中央水産株式会社 代表取締役社長 仙洞田 寿

(19) 生活必需物資及び医薬品の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資及び医薬品（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

(要請)

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

(物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 医薬品
- (5) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

(引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものと

する。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数両報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月25日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 栃木県小山市卒島1293
株式会社カワチ薬品
代表取締役 河内 伸 二

(20) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社LIXILビバ（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの

物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するも

のとする。

(保有数両報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月13日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目
13番1号
株式会社LIXILビバ
代表取締役 渡 邊 修

(第1号様式)

年 月 日

物 資 発 注 書

株式会社 L I X I L ビバ
代表取締役 殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先
山梨県産業労働部商業振興金融課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1547
担当

(第2号様式)

年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社 L I X I L ビバ
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

2. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他		おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他	
石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア) 山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ) 当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ) その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア) 陸路 (イ) 空路 (ウ) その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休 日：

【株式会社LIXILビバ】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休 日：

(第4号様式)

年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社LIXILビバ
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

品 名	調達可能数量	備 考

(注) 数量については、単位を付してください。

(21)生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とウエルシア薬局株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の店舗から発送する場合は、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみ

やかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

（保有数量報告）

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物

資保有数量報告書（別紙第4号様式）により、甲に報告するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月3日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸太郎

乙 東京都千代田区外神田二丁目2番15号
ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松 本 忠 久

(第1号様式)

令和 年 月 日

物資発注書

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山梨県産業労働部産業政策課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

(第2号様式)

令和 年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

3. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他		おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他	
石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア) 山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ) 当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ) その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア) 陸路 (イ) 空路 (ウ) その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

【ウエルシア薬局株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

(第4号様式)

令和 年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

ウエルシア薬局株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、令和 年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

品名	保有数量	備考

(注) 数量については、単位を付してください。

(22) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの

物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の商品発送業務の範囲内においては、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲又は甲の指定する地方公共団体に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものと

する。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するものとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物

資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月14日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
イオンビッグ株式会社
代表取締役 小林 健太郎

(第1号様式)

年 月 日

物資発注書

イオンビッグ株式会社
代表取締役

殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山梨県産業労働部産業政策課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

(第2号様式)

年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

イオンビッグ株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資保有数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

4. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他		おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他	
石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア) 山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ) 当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ) その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア) 陸路 (イ) 空路 (ウ) その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

【イオンビッグ株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分

・休日：

(第4号様式)

年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

イオンビッグ株式会社
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、年 月 日現在の物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

品 名	調達可能数量	備 考

(注) 数量については、単位を付してください。

(23) 生活必需物資の調達に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）との間に、災害救助に必要な生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）山梨県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山梨県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県から、物資の調達あっせんを要請されたとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲の要請は、物資発注書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、急施を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を講ずるものとする。なお、乙の店舗で保有する物資は基本的に地域住民に供給するため、対応可能な範囲とする。

2 乙は前項の措置を講じた場合には、その状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。た

だし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行う。

- 2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の引渡しに係る事務を市町村長に代行させることができる。
- 4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、その用に供する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用負担等)

第7条 乙が供給した物資の対価は甲が負担するものとし、その物資の価格は

災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

- 2 乙が供給した物資の引渡し場所までの運搬に要する費用は、乙の店舗から発送する場合は、乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたるなど、物資の運搬が乙の商品配達業務の範囲を著しく逸脱する場合は、甲乙協議の上、乙は甲に運搬に要する費用の負担を求めることができる。

(費用の支払)

第8条 甲が引渡しを受けた物資の対価及び乙の運搬に要した費用は、乙からの請求後1か月以内に、甲又は甲の指定する地方公共団体から支払うものとする。なお、期限内に支払うことが不可能な場合が生じたときは、第11条の規定に基づき協議を行う。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後すみやかに連絡責任者届（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。また、変更があった場合については、直ちに相手方に報告するも

のとする。

(保有数量報告)

第10条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資保有数量を物

資保有数量報告書(別紙第4号様式)により、甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、成立の日から1年間その効力を有するものとし、有効期間満了日までに双方いずれからも意思表示がないときには更新されたものとし、以後も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに、文書をもって相手方に協定の終了を通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月16日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

(第1号様式)

令和 年 月 日

物資発注書

株式会社コスモス薬品
代表取締役 殿

山梨県知事

災害時における物資の調達要請について

生活必需物資の調達に関する協定書第3条に基づき、下記のとおり要請します。
なお、同協定書第4条第2項の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告
願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山梨県産業労働部産業政策課
商業流通・サービス業担当
電話 055-223-1536
FAX 055-223-1534
担当

(第2号様式)

令和 年 月 日

物資可能数量・措置の状況報告書

山梨県知事 殿

株式会社コスモス薬品
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第4条第2項に基づき、物資可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

5. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おむすび ペットボトル (水、お茶等) カップラーメン その他		おむすび 弁当 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 ペットボトル (水、お茶等) その他	
石鹸 () 洗剤 () 生理用品 () ティッシュ () 乾電池 () ライター () 割り箸 () スプーン () トイレットペーパー () 歯ブラシ () 歯磨き粉 () コップ () ポリ袋 () ※その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)
 - (ア)山梨県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - (イ)当社指定場所で山梨県に引渡し。
 - (ウ)その他 (山梨県が指定する場所で引渡し等)
- 3 物資の搬入方法
 - (ア)陸路 (イ)空路 (ウ)その他

(第3号様式)

連絡責任者届

【山梨県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分
- ・休日：

【株式会社コスモス薬品】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携帯TEL	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携帯TEL		
F A X		

3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：午前 時 分 ～ 午後 時 分
- ・休日：

(第4号様式)

令和 年 月 日

物資保有数量報告書

山梨県知事 殿

株式会社コスモス薬品
代表取締役
(担当部署)

生活必需物資の調達に関する協定書第10条に基づき、令和 年 月 日現在の
物資保有数量を下記のとおり報告します。

記

品 名	保有数量	備 考

(注) 数量については、単位を付してください。